

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月25日

【事業年度】 第7期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 ウェルスナビ株式会社

【英訳名】 WealthNavi Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 柴山 和久

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号

【電話番号】 03-6632-4911

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 廣瀬 学

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号

【電話番号】 03-6632-4911

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 廣瀬 学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
営業収益 (内、受入手数料) (千円)	207,048 (192,052)	881,171 (852,978)	1,552,903 (1,515,994)	2,516,709 (2,471,632)	4,647,506 (4,576,140)
純営業収益 (千円)	203,516	859,710	1,533,305	2,494,969	4,625,280
経常損失() (千円)	762,812	1,718,020	2,057,005	999,410	491,659
当期純損失() (千円)	776,375	1,721,820	2,060,805	1,003,210	495,459
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	475,000	2,075,800	100,000	1,429,687	3,237,925
発行済株式総数 (株)	10,791,699	12,536,739	14,155,883	44,967,649	46,988,150
普通株式 (株)	5,160,000	5,160,000	5,160,000	44,967,649	46,988,150
A1種優先株式 (株)	1,599,200	1,599,200	1,599,200		
A2種優先株式 (株)	1,147,200	1,147,200	1,147,200		
B種優先株式 (株)	2,371,600	2,371,600	2,371,600		
C種優先株式 (株)	513,699	1,027,397	1,027,397		
D種優先株式 (株)		1,231,342	1,231,342		
E種優先株式 (株)			1,619,144		
純資産額 (千円)	1,707,806	3,187,586	5,260,455	6,916,620	10,037,619
総資産額 (千円)	4,436,407	7,588,546	12,697,470	15,378,239	27,377,172
1株当たり純資産額 (円)	439.16	298.98	485.51	153.81	213.62
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純損失() (円)	75.43	49.71	53.29	23.58	10.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	38.5	42.0	41.4	45.0	36.7
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		2,658,429	992,561	939,964	3,384,335
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		23,929	113,189	76,387	23,400
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		3,731,601	4,103,674	2,642,321	4,052,742
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)		3,483,327	8,475,947	10,089,443	17,501,412
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	41 〔5〕	65 〔10〕	85 〔15〕	91 〔16〕	114 〔24〕
株主総利回り (%)					80.8
(比較指標：東証マザーズ指数) (%)	()	()	()	()	(82.6)
最高株価 (円)				2,837	4,740
最低株価 (円)				1,704	1,956

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第3期、第4期及び第5期の1株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 第3期、第4期、第5期及び第6期の1株当たり当期純損失の算定上、転換型の参加型株式については、転換後の普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。
7. 第3期、第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。また、第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
8. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
9. 第3期、第4期及び第5期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第6期及び第7期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
10. 第3期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
12. 第4期、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。なお、第3期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
13. 当社は、定款に定める取得条項に基づき、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、2020年8月24日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
14. 当社は、2020年8月14日開催の取締役会決議により、2020年8月30日付で株式1株につき3株の分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
15. 第3期、第4期、第5期及び第6期の株主総利回り及び比較指標は、2020年12月22日に東京証券取引所マザーズへ上場したため、記載しておりません。第7期の株主総利回り及び比較指標は、2020年12月期末を基準として算定しております。
16. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。なお、2020年12月22日に同取引所に上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
2015年 4月	東京都中央区にウェルスナビ株式会社設立
2015年 9月	東京都中央区から東京都千代田区に本店移転
2015年12月	第一種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業の登録
2016年 1月	資産運用サービス「WealthNavi（ウェルスナビ）」を招待制で提供開始
2016年 7月	資産運用サービス「WealthNavi（ウェルスナビ）」を正式リリース
2017年 1月	株式会社SBI証券と提携、「WealthNavi for SBI証券」の提供を開始
2017年 2月	住信SBIネット銀行株式会社と提携、「WealthNavi for 住信SBIネット銀行」の提供を開始
2017年 5月	おつりで資産運用アプリ「マメタス」の提供を開始
2017年 7月	東京都千代田区から東京都渋谷区に本店移転
2017年 9月	全日本空輸株式会社と提携、「WealthNavi for ANA」の提供を開始
2017年12月	ソニー銀行株式会社と提携、「WealthNavi for ソニー銀行」の提供を開始
2018年 3月	株式会社イオン銀行と提携、「WealthNavi for イオン銀行」の提供を開始
2018年 4月	株式会社横浜銀行と提携、「WealthNavi for 横浜銀行」の提供を開始
2018年 5月	日本航空株式会社と提携、「WealthNavi for JAL」の提供を開始
2018年11月	東急カード株式会社と提携、「WealthNavi for TOKYU POINT」の提供を開始
2019年 1月	株式会社じぶん銀行と提携、「WealthNavi for じぶん銀行」の提供を開始
2019年 4月	株式会社SBIネオモバイル証券と提携、「WealthNavi for ネオモバ」の提供を開始
2019年 8月	東京海上日動火災保険株式会社と提携、「WealthNavi for 東京海上日動」の提供を開始
2019年10月	株式会社北國銀行と提携、「北國おまかせNavi」の提供を開始
2019年11月	小田急電鉄株式会社と提携、「WealthNavi for ODAKYU」の提供を開始
2019年11月	資金移動業の登録
2020年 4月	株式会社東京スター銀行と提携、「WealthNavi for 東京スター銀行」の提供を開始
2020年 9月	岡三証券株式会社と提携、「岡三Naviハイブリッド」の提供を開始
2020年11月	株式会社三菱UFJ銀行と提携、「WealthNavi for 三菱UFJ銀行」の提供を開始
2020年11月	浜松いわた信用金庫と提携、「夢おいNavi」の提供を開始
2020年12月	東京証券取引所マザーズ市場へ上場
2021年 2月	新機能「おまかせNISA」の提供を開始
2021年 8月	株式会社中京銀行と提携、「中京 おまかせNavi」の提供を開始
2021年10月	株式会社大光銀行と提携、「たいこうNavi」の提供を開始

3 【事業の内容】

(1) ミッション

当社は、「働く世代に豊かさを」というミッションを掲げ、働く世代の豊かな老後のために、「長期・積立・分散」の資産運用を全自動化したサービス、ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」（注1）をオンラインですべての人に提供しております。従来お客様が自分自身で行っていた資産運用のプロセスである、目標設定からポートフォリオの構築、発注・積立・再投資、リバランス及び税金最適化まで、すべてのプロセスを自動化しており、高度な知識や手間なしに国際分散投資を行うことができます。

かつては、退職金や年金で老後の生活が賄えたため、働く世代の資産運用のニーズは限定的でしたが、終身雇用、退職金制度及び年金制度等への不安から、昨今の日本の働く世代にとって、働きながらの資産運用が大切になってきております。2019年6月に公表された金融審議会の報告書により、老後資金2,000万円問題（注2）が大きな注目を集めたことから、終身雇用の終焉と人生100年時代の到来により、働く世代の資産形成という新たなニーズが生まれつつあると考えております。

当社は、エンジニア・デザイナーが従業員の約半数を占めており、サービスをお客様にとって分かりやすく、使いやすく改善し続ける「ものづくりする金融機関」として、そのような社会的課題の解決に向けて、誰もが安心して気軽に利用できる資産運用サービスであるロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」を提供し、働く世代が豊かさを得ることに貢献していきたいと考えております。

- (注) 1. スマートフォンやパソコン等を通じて、お客様の資産運用に関する提案をし、自動で運用を行うサービス。利用開始時に「年齢」「保有する金融資産額」「資産運用の目的」等の5つの質問でリスク許容度を診断し、そのリスク許容度に応じた運用プランが提案され、その後はその運用プランに従って自動で運用を行う資産運用サービス。
2. 金融庁「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書『高齢社会における資産形成・管理』」（2019年6月3日公表）において、高齢世帯の平均的収支で見ると、毎月約5万円の赤字額が発生し、30年で約2,000万円の保有する金融資産からの取崩しが必要との記述。

(2) ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」の概要

当社は、2016年7月にロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」を正式リリースしました。その後、2017年5月におつり資産運用アプリ「マメタス」をリリースし、少額から「WealthNavi（ウェルスナビ）」の資産運用が行えるようにしたことに加えて、プロダクト開発力を活かし、その他の新機能をリリースし続けております。また、新機能を開発・提供するだけでなく、コラム、ビデオメッセージ及びセミナー等を通じて、お客様が「長期・積立・分散」の資産運用を続けられるようサポートをしており、その結果として、2021年12月末時点で預かり資産6,345億円、運用者数31.7万人を突破しております。

お客様への「長期・積立・分散」の考え方の浸透も進んでおり、お客様の69%が自動積立を設定（注1）しております。加えて、お客様の66%が10年以上、そのうち32%が20年以上の利用意向（注2）であり、長期の資産運用ツールとして利用されております。さらに、利用中の94%のお客様にご満足度頂いており（注3）、NPS(顧客推奨度)も高い水準を維持（注4）しております。

また、より多くの方にご利用頂けるサービスを目指し、ダイレクト事業と提携パートナー事業でサービスを展開しております。ダイレクト事業と提携パートナー事業ともに、当社とお客様との間で「投資一任契約」「外国証券取引契約」を締結し、お客様に提供するサービス内容は同一となります。提携パートナー事業は、提携パートナーがお客様へ当社サービスの紹介を行い、お客様から頂く手数料をレベニューシェアしております。なお、2021年12月末時点の提携パートナー及び提携パートナーとの提供サービス名称は以下の通りです。

提携パートナー「提携パートナーとの提供サービス名称」

- ・株式会社SBI証券「WealthNavi for SBI証券」
- ・住信SBIネット銀行株式会社「WealthNavi for 住信SBIネット銀行」
- ・全日本空輸株式会社「WealthNavi for ANA」
- ・ソニー銀行株式会社「WealthNavi for ソニー銀行」
- ・株式会社イオン銀行「WealthNavi for イオン銀行」
- ・株式会社横浜銀行「WealthNavi for 横浜銀行」
- ・日本航空株式会社「WealthNavi for JAL」
- ・東急カード株式会社「WealthNavi for TOKYU POINT」
- ・auじぶん銀行株式会社「WealthNavi for auじぶん銀行」

- ・株式会社SBIネオモバイル証券「WealthNavi for ネオモバ」
- ・東京海上日動火災保険株式会社「WealthNavi for 東京海上日動」
- ・株式会社北國銀行「北國おまかせNavi」
- ・小田急電鉄株式会社「WealthNavi for ODAKYU」
- ・株式会社東京スター銀行「WealthNavi for 東京スター銀行」
- ・岡三証券株式会社「岡三Naviハイブリッド」
- ・株式会社三菱UFJ銀行「WealthNavi for 三菱UFJ銀行」
- ・浜松いわた信用金庫「夢おいNavi」
- ・株式会社中京銀行「中京 おまかせNavi」
- ・株式会社大光銀行「たいこうNavi」

- (注) 1. 2021年12月31日時点。預かり有価証券の残高がある口座数のうち、積立設定のある口座数の割合。
2. 2022年1月に実施した「WealthNavi (ウェルスナビ)」のお客様へのアンケートでの質問「WealthNavi (ウェルスナビ) をどのくらいの期間続けて頂く予定でしょうか。」に対する回答。小数点第1位を四捨五入。
3. 2022年1月に実施した「WealthNavi (ウェルスナビ)」のお客様へのアンケートでの質問「WealthNavi (ウェルスナビ)」の満足度について教えてください。」に対する回答。小数点第1位を四捨五入。
4. 2021年1月～2021年12月に実施した「WealthNavi (ウェルスナビ)」のお客様へのアンケートでの質問「WealthNavi (ウェルスナビ) を資産運用に興味がある家族や友人に勧めたいですか。」に対する回答より、NPSは18 (小数点第1位を四捨五入)。NPS (顧客推奨度) とは、Net Promoter Scoreの略で、顧客ロイヤルティを把握するために「企業やブランドに対してどれくらいの愛着や信頼があるか」を数値化する指標。

(3) ロボアドバイザー「WealthNavi (ウェルスナビ)」の特徴

「長期・積立・分散」の資産運用をすべて自動化し、オンラインで提供

世界の富裕層や機関投資家が実践している「長期・積立・分散」の資産運用を、テクノロジーを活用することですべて自動化しております。従来お客様が自分自身で行っていた、目標設定からポートフォリオの構築、発注・積立・再投資、リバランス及び税金最適化まで、すべてのプロセスを自動化し、オンラインですべての人に提供しております。分散に関しては、6～7銘柄のETF (上場投資信託) を通じて世界約50カ国、1万1,000銘柄以上に投資 (注1) することになります。

お客様がサービスの利用を開始する際には、スマートフォンやパソコン等を通じて、5つの質問に回答するだけで、お客様のリスク許容度に応じた運用プランが提案され、また手軽に申し込むことができます。入金後は、運用プランに従って発注・積立・再投資、リバランス及び税金最適化まで、すべて自動で行われます。投資の知識が足りなくても、投資の検討に十分な時間がとれなくても、世界の富裕層や機関投資家が実践している「長期・積立・分散」の運用が可能となります。

多彩な機能で「長期・積立・分散」の資産運用をサポート

お客様の譲渡益に対する税負担を自動的に最適化する「自動税金最適化 (DeTAX) 機能」、追加投資等を行う際、ポートフォリオが最適な配分に近づくように売買する銘柄や口数を選定し、リバランスの効果を実現する「リバランス機能付き自動積立」、投資金額が少額でも最適なポートフォリオを組むことができる「ミリトレ (少額ETF取引機能)」、長期投資に挫折しそうなケースにおいてAIを活用してアドバイスを行う「AIによる資産運用アドバイス機能」、お客様一人ひとりにとっての必要な老後資金を試算し、退職時まで目標を達成するための投資計画を提案し、その進捗状況を管理する「ライフプラン機能」、NISAの非課税メリットを活用できる「おまかせNISA機能」など多彩な機能で、お客様の「長期・積立・分散」の資産運用をサポートしております。

「リバランス機能付き自動積立」、「自動税金最適化 (DeTAX) 機能」については、機能の中核となる技術の特許を取得しております。

客観的なアルゴリズム

投資信託のようにファンドマネージャーが投資対象資産を選定するのではなく、金融工学の理論に基づき構築された資産運用アルゴリズムに従い運用をします。許容するリスクに対して最も高いリターンが期待できる最適ポートフォリオを、お客様のリスク許容度に合わせて提供しております。最適ポートフォリオの算出にあたっては、当社独自の相場見通し等は行わず、客観的なデータにのみ基づき算定しています。投資対象とするETF（上場投資信託）は、純資産総額やコストなどの客観的なデータに基づき厳選しています。また、お客様に安心してご利用頂くため、資産運用アルゴリズムの中身をホワイトペーパー（注2）で公開しております。

シンプルで分かりやすい手数料

ロボアドバイザー事業においては、お客様からの預かり資産の1%（注3）を手数料として頂いており、シンプル、預かり資産に連動、高い透明性の3つの特徴があります。

シンプル：預かり資産の1%のみの費用というシンプルな手数料設計であり、上場投資信託（ETF）売買手数料、リバランス手数料、為替手数料等は不要です。

預かり資産に連動：お客様の資産が増加すれば当社の手数料も増加し、お客様の資産が減少すれば当社の手数料も減少するという、お客様と当社の利益の方向性を一致させた手数料体系です。

高い透明性：アプリ等画面上の評価損益より、手数料を控除して表示するなど、高い透明性を徹底しております。

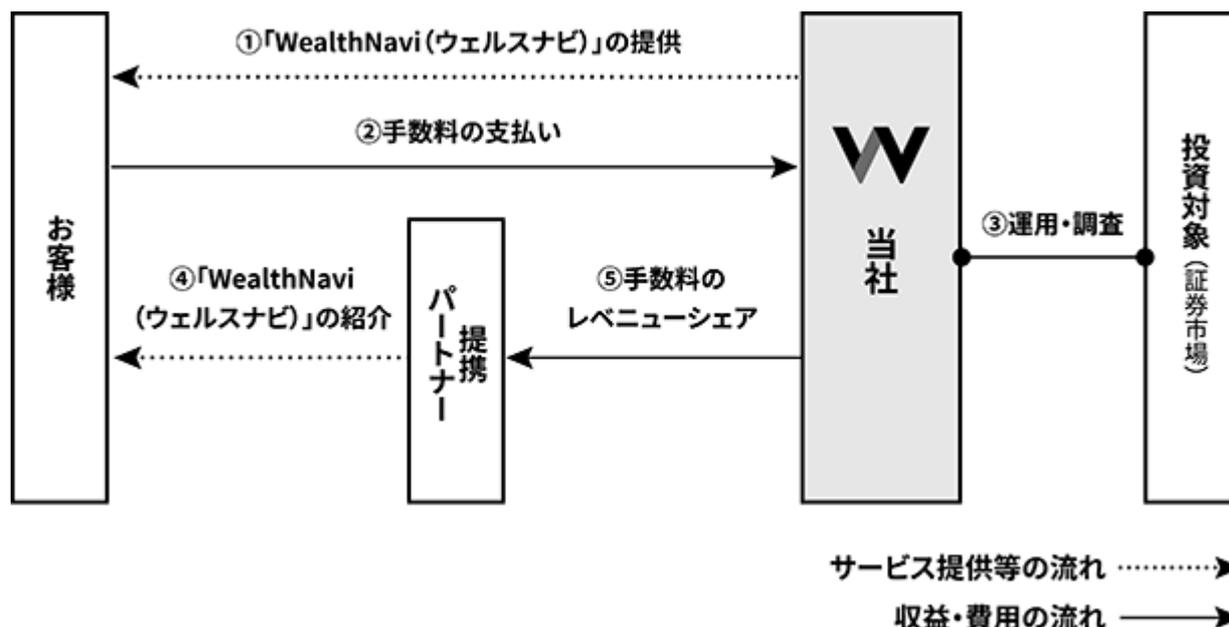
(注) 1. 2021年12月31日時点。

2. 「WealthNavi（ウェルスナビ）」の資産運用アルゴリズムをホワイトペーパーで公開。2016年10月12日公表。2021年11月16日改訂。

3. 年率・消費税別。手数料はETF部分にのみかかり、現金部分にはかからない。3,000万円を超える部分は0.5%となる。また実質的には、手数料とは別にETF保有コストの負担が発生するが、ETFのなかで差し引かれており、別途支払いの必要はない。（対面アドバイスと組み合わせたハイブリッド・サービス（2021年12月31日時点では、北國おまかせNavi、岡三Naviハイブリッド、夢おいNavi、中京 おまかせNavi及びたいこうNavi）の手数料は1.5%（年率・税別）であり、3,000万円を超える部分の手数料は1.0%（年率・税別））。

(4) 事業系統図

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次の通りであります。ダイレクト事業は ~、提携パートナー事業は ~ で表示しております。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
114(24)	38.3	2.7	7,501

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー含む。)は最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当事業年度において従業員が23名増加しております。これは主に、事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。
4. 当社はロボアドバイザー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載していません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「働く世代に豊かさを」というミッションを掲げ、働く世代の豊かな老後のために、「長期・積立・分散」の資産運用を全自動化したサービス、ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」をオンラインですべての人に提供しております。従来お客様が自分自身で行っていた資産運用のプロセスである、目標設定からポートフォリオの構築、発注・積立・再投資、リバランス及び税金最適化まで、すべてのプロセスを自動化しており、高度な知識や手間なしに国際分散投資を行うことができます。

今後、ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」等の提供を通じ、「長期・積立・分散」の資産運用の普及に努め、働く世代の資産形成をサポートしていきたいと考えております。また、資産運用を自動化するという仕組みによって、日本の働く世代が経済的な豊かさだけでなく、自由に生きられるという精神的な豊かさを得ることに貢献していきたいと考えております。

(2) 目標とする経営指標

当社の営業収益の中心である受入手数料は、お客様から頂く手数料であり、預かり資産に連動しております。そのため、預かり資産、Net AuM retention（注1）、解約率等を注視し運営をしております。なお、Net AuM retention、解約率は、預かり資産の継続的かつ累積的な増加を評価するための指標であるため、預かり資産を最も重要な指標として運営を行っております。

(注) 1．新規運用者の預かり資産が、年何%の速度で増加したかを表す指標（簿価基準で、時価の変動分は除く）。計算式：（当初の預かり資産額 + 1年間の積立額 + 1年間の積立以外の追加入金額 - 1年間の出金額）÷ 当初の預かり資産額。

(3) 当社が考える強み

手数料1%（注1）で高品質なサービスを提供

「長期・積立・分散」の資産運用を全自動化したサービス、ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」を、預かり資産の1%のみの費用というシンプルな手数料設計で、オンラインですべての人に提供しております。

お客様がサービスの利用を開始する際には、スマートフォンやパソコン等を通じて、5つの質問に回答するだけで、お客様のリスク許容度に応じた運用プランが提案され、また手軽に申し込むことができます。入金後は、その運用プランに従って、ポートフォリオの構築、発注・積立・再投資、リバランス及び税金最適化まで、すべて自動で行われます。投資対象は、6～7銘柄のETF（上場投資信託）で、それらのETFを通じて世界約50カ国、1万1,000銘柄以上に分散投資（注2）することになります。また、「AIによる資産運用アドバイス機能」「ライフプラン機能」や「おまかせNISA機能」など多彩な機能で、お客様の「長期・積立・分散」の資産運用をサポートしております。

以上のように、預かり資産の1%の手数料で、投資の知識が足りなくても、投資の検討に十分な時間がとれなくても、世界の富裕層や機関投資家実践している「長期・積立・分散」の運用が可能となります。

プロダクト開発力を活かし、高い市場シェア

当社は、2016年7月にロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」を正式リリースしております。また、2017年5月におつり資産運用アプリ「マメタス」をリリースし、少額から「WealthNavi（ウェルスナビ）」の資産運用が行えるようにしております。その他にもプロダクト開発力を活かし、自動税金最適化（DeTAX）機能、リバランス機能付き自動積立、ミリートレ（少額ETF取引機能）、AIによる資産運用アドバイス機能、ライフプラン機能など、新機能をリリースし続けており、お客様よりアプリに対する高い評価を得ております。さらに、2021年2月にはダイレクト事業において、おまかせNISA機能の提供を開始しております。NISAの非課税メリットを活用しながら、「長期・積立・分散」の資産運用を「WealthNavi（ウェルスナビ）」にすべておまかせできる機能となります。また、新機能を開発・提供するだけでなく、コラム、ビデオメッセージ及びセミナー等を通じて、お客様が「長期・積立・分散」の資産運用を続けられるようサポートしております。

その結果、当社は、国内ロボアドバイザー市場において、預かり資産、運用者数ともに国内第1位（注3）を継

続的に確保しております。また、2020年9月から2021年9月の1年間で、国内ロボアドバイザー市場全体の預かり資産は3,499億円増加しましたが、当社の増加分が2,596億円と全体の74%を占める（注4）など、高い成長シェアを保持しております。

積み上げ型ビジネスとしての安定性と、コスト構造

当社の営業収益の中心である受入手数料は、お客様から頂く手数料であり、預かり資産に連動しております。預かり資産を伸ばすうえで、お客様に利用し続けて頂くことが重要ですが、当社では、機能改善や新機能追加に継続的に取り組んでおり、結果として月次平均で1%以下と低い解約率（注5）を実現しております。加えて、既存のお客様からの積立を含む追加入金も順調に進展しており、Net AuM retentionは120%超（注6）を実現しております。結果として、預かり資産は2016年7月の正式リリース以降、順調に成長しております。

また、預かり資産の順調な成長とともに営業収益が伸びる一方で、各種費用の営業収益に占める割合は着実に低減しております。

業績推移

・2017年12月期～2021年12月期

（単位：千円）

会計期間	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
営業収益	207,048	881,171	1,552,903	2,516,709	4,647,506
レベニューシェア（注7）	69,598	238,915	353,824	486,228	821,233
取引連動費（注8）	113,620	297,659	378,719	475,061	655,883
人件費	367,518	606,109	834,874	850,293	1,090,341
不動産関係費等（注9）	234,860	408,751	466,091	548,319	651,486
広告宣伝費	184,797	1,051,217	1,581,115	1,135,599	1,861,263
営業損益	763,348	1,721,482	2,061,722	978,794	432,702

- (注) 1. 年率・消費税別。手数料はETF部分にのみかかり、現金部分にはかからない。3,000万円を超える部分は0.5%となる。また実質的には、手数料とは別にETF保有コストの負担が発生するが、ETFの中で差し引かれており、別途支払いの必要はない。（対面アドバイスと組み合わせたハイブリッド・サービス（2021年12月31日時点では、北國おまかせNavi、岡三Naviハイブリッド、夢おいNavi、中京 おまかせNavi及びたいこうNavi）の手数料は1.5%（年率・税別）であり、3,000万円を超える部分の手数料は1.0%（年率・税別））。
2. 2021年12月31日時点。
3. 一般社団法人日本投資顧問業協会「契約資産状況（最新版）（2021年9月末現在）」より当社作成。
4. 一般社団法人日本投資顧問業協会「契約資産状況」より当社作成。
5. 預かり有価証券の残高がなくなった口座数の割合。月間で、2016年7月（「WealthNavi（ウェルスナビ）」正式リリース）から2021年12月の全月平均。
6. 新規運用者の預かり資産が、年何%の速度で増加したかを表す指標（簿価基準で、時価の変動分は除く。2016年7月（「WealthNavi（ウェルスナビ）」正式リリース）から2021年12月の全平均）。計算式：（当初の預かり資産額 + 1年間の積立額 + 1年間の積立以外の追加入金額 - 1年間の出金額）÷ 当初の預かり資産額。
7. 提携パートナー（第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」の概要）へのレベニューシェア。
8. 入金・積立・出金手数料等の支払手数料（レベニューシェア以外）、勘定系システム利用料、口座開設関連費。
9. 不動産関係費、サーバー費等（レベニューシェア、取引連動費、人件費、広告宣伝費以外）。

(4) 経営環境

終身雇用の終焉と人生100年時代の到来により、「働く世代の資産形成」という新たなニーズが生まれつつあります。かつては、退職金や年金で老後の生活が賄えたため、働く世代の資産運用のニーズは限定的でしたが、終身雇用、退職金制度及び年金制度等への不安から、昨今の日本の働く世代にとって、働きながらの資産運用が大切になってきております。一方で、資産運用に必要な知識、考える時間が足りない状況に置かれており、その解決策の一つである、資産運用のすべてのプロセスを自動化し「長期・積立・分散」投資ができるロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」へのニーズが日々強くなっていると考えております。

また日本においては、欧米の先進国と異なり、個人の投資経験が浅く、金融リテラシーが低い状態に留まっていると考えております。当社が実施したアンケート調査（注1）においても、「資産運用の方法がわからず、相談相手もない」ことから、資産運用のニーズはあっても実行できない人が多いという結果が出ております。そのような背景もあり、日本の個人金融資産2,000兆円の53.6%が預貯金（注2）に集中しております。

ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」のお客様の中心は20～50代の働く世代であり、その比率は約9割（注3）となっております。日本の個人金融資産2,000兆円のうち、当社のターゲットとするお客様層である20代～50代の働く世代が保有する金融資産が約650兆円（注4）あり、銀行や証券による対面チャネルのターゲットとするお客様層とも異なるため、成長余地は大きいと考えております。

さらには、日本政府も「貯蓄から資産形成へ」のスローガンのもと、関連する施策を次々と実行に移しているほか、金融庁も2016年9月の「平成27事務年度金融レポート」で「リターンの安定した投資を行うには、投資対象のグローバルな分散、投資時期の分散、長期的な保有の3つを組み合わせることで活用することが有効である」と言及しており、政府方針も当社の中長期的な成長の後押しとなると考えております。

- (注) 1. サービス提供開始前である2015年8月に実施したアンケート結果より。元本割れリスクを許容できる30-50代の準富裕層（金融資産1,000-3,000万円）が対象。
2. 日本銀行「資金循環統計（速報）（2021年第3四半期）」2021年12月20日公表。
3. 当社口座開設者の年代別割合。2021年12月31日時点。
4. 日本銀行「資金循環統計（速報）（2021年第2四半期）」（2021年9月）、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2021年1月）、総務省「全国家計資産に関する結果（総資産）」（2017年3月）、OECD"Household financial assets"の各国の2020年末のデータより当社作成。

(5) 中長期的な会社の経営戦略

お客様への提供価値の最大化

当社のロボアドバイザー事業が今後も成長し続けるためには、ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」がお客様から支持され、選ばれ続ける必要があると考えております。現在の機能をより使いやすく継続的に改善することや、お客様のニーズに合致した新機能を追加し続けることが、お客様への提供価値を最大化するうえで、重要と考えております。

直近では、長期投資に挫折しそうなケースにおいてAIを活用してアドバイスを行う「AIによる資産運用アドバイス機能」、お客様一人ひとりにとっての必要な老後資金を試算し、退職時まで目標を達成するための投資計画を提案し、その進捗状況を管理する「ライフプラン機能」、スマートフォンのみで本人確認が完了し、最短で翌営業日から資産運用が始められる「クイック本人確認機能」、NISAの非課税メリットを活用できる「おまかせNISA機能」等の新機能を追加しており、今後もお客様のニーズに合致する機能を継続的に開発していきたいと考えております。

また、お客様に「長期・積立・分散」の資産運用を継続して頂くためにも、適時適切なタイミングでコラムを発信することや、「AIによる資産運用アドバイス機能」を充実化させて行くことも、お客様が長期投資に挫折してしまうことを防ぐために重要と考えております。

お客様基盤の更なる拡大

昨今の日本の働く世代は、終身雇用、退職金制度及び年金制度等に不安を抱える一方、資産運用に必要な知識、考える時間が足りない状況に置かれており、その解決策の一つである、資産運用のすべてのプロセスを自動化し「長期・積立・分散」投資ができるロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」へのニーズが顕在化し、日々強くなっていると考えております。また、日本政府も「貯蓄から資産形成へ」のスローガンのもと、関連する施策を次々と実行に移しているほか、金融庁も2016年9月の「平成27事務年度金融レポート」で「リターンの安定した投資を行うには、投資対象のグローバルな分散、投資時期の分散、長期的な保有の3つを組み合わせることで活用することが有効である」と言及しており、政府方針も当社の中長期的な成長の後押しとなると考えております。さらには、日本の個人金融資産2,000兆円の53.6%が預貯金（注1）と、欧米各国との比較（注2）においても個人の金融資産が預貯金に集中しており、良質な資産運用サービスに対する需要は拡大するものと認識しております。

そのようななか、お客様基盤の更なる拡大を目指し、ダイレクト事業については、テレビコマーシャルを含む広告宣伝活動のほか、コラム、ビデオメッセージ及びセミナー等の定期的な開催を通じた情報発信等、費用対効果を考慮しながら積極的に実施してまいります。提携パートナー事業については、提携パートナーを増やすため、金融機関等を中心に営業活動を行うことに加えて、既存の提携パートナーが持つ潜在的なお客様にご利用頂けるよう積極的に訴求してまいります。

新規事業の展開

当社は、本書提出日時点において「ロボアドバイザー事業」の単一事業です。但し、今後は「ロボアドバイザー事業」の成長に向けた機能改善や新機能追加に留まらず、「ロボアドバイザー事業」のお客様基盤を生かした新規事業を積極的に検討及び展開し、PFM(Personal Financial Management。個人資産管理)、クレジットカード、株取引、保険、送金などを組み合わせた個人向け金融プラットフォームとなることを目指してまいります。

- (注) 1. 日本銀行「資金循環統計(速報)(2021年第3四半期)」2021年12月20日公表。
2. OECD「Household financial assets」の各国の2019年末のデータにおいて、個人の金融資産に占める預貯金の割合は、日本55.5%に対して、米国11.8%、イギリス25.2%、フランス28.1%、ドイツ39.7%。

(6) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は以下の通りであります。

人材確保と組織体制の整備

当社ロボアドバイザー事業の継続的な成長の実現に向けて、金融業界やテクノロジー業界をはじめとする多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要だと認識しております。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、企業カルチャーの醸成及び人事制度の構築等を進め、組織力の強化に取り組んでまいります。

情報管理体制の継続的な強化

当社は、提供するサービスであるロボアドバイザー「WealthNavi(ウェルスナビ)」に関連してお客様の個人情報扱っており、金融商品取引業者として重大な社会的責任を有することを認識したうえで、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要だと考えております。現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

利益及びキャッシュ・フローの定常的な創出

当社は、事業拡大を目指して、開発投資や広告宣伝活動を中心に積極的な先行投資を進めており、2021年12月期までの経営成績は営業損失を計上しております。

当社の営業収益の中心である受入手数料は、お客様から頂く手数料であり、預かり資産に連動しております。また預かり資産を伸ばすうえでは、お客様に利用し続けて頂くことが重要ですが、月次平均で1%以下と低い解約率(注1)を実現しており、積み上げ型の収益モデルになります。一方で、開発のための人件費、広告宣伝費が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行している状況です。

預かり資産が順調に増加するなか、収益が順調に積み上がっており、各種費用の営業収益に占める割合は着実に低減しております。そのようななか、今後も開発投資や広告宣伝活動等への先行投資を進めつつ、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応

当社は、リモートワークの推進やオフィスにおける業務環境の見直し等の実施により、役職員の安全確保と新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ業務を継続しております。金融インフラとして業務の継続体制を構築し、お客様に安定的にサービス提供を行ってまいります。

- (注) 1. 預かり有価証券の残高がなくなった口座数の割合。月間で、2016年7月(「WealthNavi(ウェルスナビ)」正式リリース)から2021年12月の全月平均。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関連するリスク要因となる可能性があると考えられる主な項目を記載しております。また、必ずしも事業上のリスク要因とは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対処に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 事業に関するリスク

ロボアドバイザー市場に関するリスクについて

当社は、本書提出日現在、ロボアドバイザー事業の単一セグメントです。当社では、ロボアドバイザー市場が今後も拡大していくことを前提に、提供サービスの充実化、お客様基盤の拡大に向けた広告宣伝活動、提携パートナーの拡充等を進め、預かり資産を継続的に伸ばし、収益拡大を図る方針です。

しかしながら、新たな法的規制の導入や改正、その他予期せぬ要因により、当社の想定通りにロボアドバイザー市場が成長せず、広告宣伝費に見合うお客様基盤の拡大が困難になることや、提携パートナーやその候補先の事業方針が変更となる場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

商品特性に関するリスクについて

当社は、お客様が「長期・積立・分散」の資産運用を続けられるようサポートをしております。当社サービスである「WealthNavi（ウェルスナビ）」の機能を拡充させ、また、コラム、ビデオメッセージ及びセミナー等で日々情報発信をしております。さらに、お客様の継続期間と運用金額に応じて手数料率が低減する仕組みである「長期割」など、長期投資を奨励する施策も導入しております。

しかしながら、世界的に金融マーケットが大きく変動するなど、お客様が長期投資に挫折してしまう場合には、解約の増加等の可能性は排除できず、預かり資産残高の減少を招き、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

金融市場に関するリスクについて

当社の営業収益の中心である受入手数料は、お客様から頂く手数料であり、預かり資産に連動しております。預かり資産残高は、投資対象資産の時価が変動することによっても増減するため、世界経済や世界的な金融マーケットの変動により資産価格が下落した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社サービスである「WealthNavi（ウェルスナビ）」では、長期の国際分散投資において、基軸通貨である米ドル建てで資産を効率的に増やすことが重要であるとの考え方に基づき、お客様の資産配分の最適化を米ドル建てで実施しております。一方で、営業収益は円建てで算定されることから、米ドル・円の為替レートの変動は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

他社との競争に関するリスクについて

当社は、国内ロボアドバイザー市場において、預かり資産、運用者数ともに国内第1位（注1）を継続的に確保しております。しかしながら、今後国内外の大手金融機関などがロボアドバイザー事業に積極的に経営資源を投入した場合や、業界内における統廃合等で競合他社の規模が拡大した場合は、その地位が変化する可能性があります。当該競争環境の変化が起こり、当社がその変化に対応できなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該競争環境の変化が、運用手数料の過当引下競争をもたらしたり、新規参入者又は既存の競合他社による従業員の引き抜き競争をもたらしたりする可能性があります。そのような事態が発生した場合には、預かり資産残高の減少などの悪影響を及ぼす可能性があり、その結果として当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1 . 一般社団法人日本投資顧問業協会「契約資産状況（最新版）（2021年9月末現在）」より当社作成。

特定の取引先への依存に関するリスクについて

当社の受入手数料全体に占める、SBIホールディングス株式会社グループ（株式会社SBI証券、住信SBIネット銀行株式会社、株式会社SBIネオモバイル証券）との業務提携から得ている受入手数料の割合は、2021年12月期において29.9%です。但し、これらの特定の取引先への依存度は、ダイレクト事業の伸長と提携パートナー事業の拡大によって減少傾向にあります。2017年12月期は提携パートナー事業を開始し、1月に株式会社SBI証券、2月に住信SBIネット銀行株式会社とのサービスをリリースしており、受入手数料に占める割合が合計で63.0%でしたが、2018年12月期は51.6%、2019年12月期は2019年4月リリースの株式会社SBIネオモバイル証券とのサービスを追加しても40.5%、2020年12月期は33.5%まで低下しております。さらに、現在では19社の提携パートナー先があり、今後も積極的に新規の提携パートナー開拓を進める方針です。

しかしながら、今後においてダイレクト事業の伸長や新規の提携パートナー開拓が思うように進まなかった場合には、同グループへの依存は軽減されず、同グループの経営方針や取引条件等に大きな変更が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムに関するリスクについて

当社では、「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティの管理体制、管理方針、リスクの統制に係る方針を定め、重要な情報資産をさまざまな脅威から保護し、各種リスクをコントロールしております。

しかしながら、当社のサービスは、当社コンピューターシステム、また当社サービスは外部クラウドサーバー（Amazon Web Services. Amazon.comが提供するクラウドコンピューティングサービス）などのITシステムに依拠する割合が高いことから、それらに重大な障害が生じた場合等には、受入手数料の計上に係る財務報告を含む当社の業務に影響を及ぼす可能性があります。事故・災害等の自然災害や外部からのサイバー攻撃、外部からの不正アクセスにより想定以上のシステム障害や顧客資産の流出等が発生した場合には、当社が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、監督当局から行政処分を受け、お客様やマーケットの信頼を失うこと等により預かり資産残高の減少等の悪影響が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新に関するリスクについて

当社サービスである「WealthNavi（ウェルスナビ）」は、インターネットを通じてスマートフォンやパソコン等より、口座開設からその後の運用まですべての取引が完結する設計となっていることが大きな特徴となります。また、「ものづくりする金融機関」として、既存技術の活用と合わせて新技術を積極的に採用し、分かりやすい、使いやすいサービスとなるよう、継続的に改善に取り組んでいることが、お客様に選ばれている背景の1つと考えております。

しかしながら、インターネット及びスマートフォン等の高機能端末を取り巻く環境は、急速な技術革新が進んでおり、将来的に技術革新等への対応の遅れにより市場環境の変化に適切に対応できない場合や、多額の開発費用が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制に関するリスクについて

当社は、第一種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業及び資金移動業の登録を以下のとおり行っており、「金融商品取引法」、「資金決済に関する法律（資金決済法）」を中心として、当社事業に関連する各種法令に基づく規制を受けております。

取得年月日	2015年12月17日	2015年12月17日	2015年12月17日	2019年11月22日
許認可等の名称	第一種金融商品取引業 （関東財務局長 （金商）第2884号）	投資運用業 （関東財務局長 （金商）第2884号）	投資助言・代理業 （関東財務局長 （金商）第2884号）	資金移動業 （関東財務局長 第00071号）
所管官庁等	金融庁	金融庁	金融庁	金融庁
法令違反の要件 及び主な許認可 等の取消事由	金融商品取引法 第52条、第54条	金融商品取引法 第52条、第54条	金融商品取引法 第52条、第54条	資金決済法 第56条第1項 及び第2項
有効期限				

当社は、これらの法令や諸規制を遵守するための対策を講じており、主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、仮にこれらの法令や諸規制への抵触を完全に防ぐことができず、法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等に関する命令、又は営業登録の取消しなどの処分を受ける可能性があります。また、これらの法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる場合において、通常業務への制限、コストの増加等の悪影響が考えられ、その結果として当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、法解釈等の違いにより、監督当局からの行政指導・処分を受けるなどした場合には、運用資産残高の減少等の悪影響が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。さらには、売買益に関する税率が変更される等の税制の変更や、解釈の変更による影響が生じた場合には、お客様の投資意欲への影響が生じ、解約又は新規流入の減少による運用資産残高の減少を招き、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 組織体制に関するリスク

人材の確保に関するリスクについて

当社のロボアドバイザー事業は、今後も事業規模が急速かつ継続的に拡大していくと考えており、当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用・育成し、成長への基盤を確固たるものとする方針であります。しかしながら、人材採用・育成が計画どおりに実現できなかった場合や、優秀な人材が社外に流出した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の整備状況に関するリスクについて

当社では、企業価値を継続かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制が有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠と認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、また法令・社内規程等の遵守を徹底しております。また、重要な社内規程については、役員及び全従業員を対象として社内研修を実施し、周知徹底を図っております。

しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難になり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理に関するリスクについて

当社では、事業活動を通じて取得した個人情報及び当社の役職員に関する個人情報を保有しております。個人情報の取扱いについては「個人情報等取扱規程」、「特定個人情報等取扱規程」を策定の上、その遵守を徹底しております。

しかしながら、万一、当社の保有する個人情報が外部に漏洩した場合又は不正使用された場合には、当社が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、監督当局から行政処分を受け、お客様やマーケットの信頼を失うこと等により運用資産残高の減少等の悪影響が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存に関するリスクについて

当社の代表取締役CEOである柴山和久は、設立以来当社の事業に深く関与し、ロボアドバイザー事業に関する豊富な知識と経験を有しており、経営戦略の立案やその実行に際して重要な役割を担っております。当社は、特定の人物に依存しない体制を構築すべく権限委譲、組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスク

株式価値の希薄化について

当社は、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、当社の役員、従業員に対して新株予約権及び譲渡制限付株式の付与を行っております。また、今後においても新株予約権又は譲渡制限付株式等を利用したインセンティブプランを活用する可能性があります。これらの新株予約権の権利行使や譲渡制限付株式の発行に伴い、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末時点の新株予約権による潜在株式数は4,574,979株であり、発行済株式総数46,988,150株の9.74%（小数点以下第3位を四捨五入）に相当しております。

配当政策について

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

税務上の繰越欠損金について

2021年12月期末時点において、当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消された場合には、所定の税率に基づく納税負担が発生するため、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について

当社の事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は現在存在せず、重大な影響を及ぼすような訴訟に発展する可能性のある紛争も現在ありません。しかしながら、関連法規や各種契約などに違反し、お客様に損失が発生した場合等には訴訟を提起される可能性があります。このような訴訟が提訴された場合には、訴訟の内容及び結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症について

当社は、社会的隔離が求められる環境の下、リモートワークの推進やオフィスにおける業務環境の見直しを進め、金融インフラとして業務を継続できる体制の整備に努めております。また、相場が急落した2020年2月20日～2020年3月23日においても、95%のお客様が利用を継続（1円でも出金したお客様が5%に留まる）しており、さらには68%のお客様が同期間に積立もしくは積立以外の追加入金をして下さっております。お客様への「長期・積立・分散」の考え方の浸透が進んでおり、本書提出日現在において、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は限定的と考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは不透明な状況と認識しております。今後さらに感染が拡大し、世界的な経済状況の悪化により投資対象資産の時価が下落した場合、また、万一、社内で感染者が多数発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

業績等の概要

当社は、「働く世代に豊かさを」というミッションを掲げ、全自動で国際分散投資ができるロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」を通じて、誰もが安心して利用できる金融インフラとなり、働く世代のより豊かな人生をサポートできるよう事業活動を展開しております。

当事業年度における世界経済は、コロナ危機による落ち込みからの回復が続いた一方、米連邦準備制度理事会（FRB）の金融政策転換による金利上昇懸念や、新しい変異株「オミクロン株」の感染拡大もあり、先行きが不透明な状況となりました。国内経済においても、ワクチン接種完了者の増加や、一定の防疫措置を講じることにより経済の再開が進むと期待されたものの、オミクロン株の感染拡大等の影響により不透明な状況となりました。

そのような環境下、当社では継続的な事業成長の実現に向けて、ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」の機能追加、提携パートナーの拡充、テレビコマーシャルなどの広告宣伝活動、事業基盤強化のための人材採用、セキュリティ強化対応等に積極的に取り組みました。

ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」の機能追加については、2月よりダイレクト事業において、「おまかせNISA」の提供を開始しております。「おまかせNISA」は、NISAの非課税メリットを活用しながら、「長期・積立・分散」の資産運用を「WealthNavi（ウェルスナビ）」にすべておまかせできる機能となっております。提携パートナー事業においても「おまかせNISA」の提供を拡大し、6月提供開始の「WealthNavi for SBI証券」「北國おまかせNavi」を始めとして、15の提携サービスにおいて「おまかせNISA」の利用が可能となっております。また、11月には「おまかせNISA」に「買い直し機能」も追加いたしました。本機能により、お客様は「WealthNavi（ウェルスナビ）」の通常の口座で保有している資産を一旦売却し、その資金をもとにNISA口座で資産を購入することが手軽に行えるようになり、NISA口座の非課税枠を活用しやすくなります。

加えて、提携パートナーの拡充も推進しており、対面とオンラインを融合させたハイブリッド型の投資一任サービスとして、8月に中京銀行との業務提携により「中京 おまかせNavi」、10月に大光銀行との業務提携により「たいこうNavi」の提供を開始いたしました。また、12月にイオンクレジットサービス株式会社と業務提携契約を締結しており、今後、クレジットカード「イオンカード」のお客様向けに、新たな資産運用サービスを共同で開発、提供することを目指しております。

この結果、当事業年度末時点での運用者数は31.7万人（前事業年度実績23.5万人）、預かり資産額は6,345億円（前事業年度実績3,291億円）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、営業収益は46億47百万円（前期比84.7%増）となりました。また、販売費・一般管理費は50億57百万円（前期比45.6%増）となり、その結果、広告宣伝費除く営業利益は14億28百万円（前期比811.0%増）、営業損失は4億32百万円（前期は営業損失9億78百万円）、経常損失は4億91百万円（前期は経常損失9億99百万円）、当期純損失は4億95百万円（前期は純損失10億3百万円）となりました。なお、営業外費用として、株式交付費24百万円、支払手数料37百万円を計上しています。株式交付費は資本金の増加に係る登録免許税等によるもので、支払手数料は劣後特約付ローンに係るストラクチャリング手数料によるものです。

なお、当社はロボアドバイザー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末と比較して119億98百万円増加し、273億77百万円となりました。これは主に、外国証券（ETF）取引のための証券会社への預け金の増加59億36百万円、顧客分別金信託の増加43億90百万円によるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末と比較して88億77百万円増加し、173億39百万円となりました。これは主に、お客様の取引量等の増加に伴う預り金の増加80億74百万円、劣後特約付ローンによる長期借入金の増加15億円、繰上償還に伴う転換社債型新株予約権付社債の減少10億円によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末と比較して31億20百万円増加し、100億37百万円となりました。これは主に、海外募集による新株式発行等に伴う資本金の増加18億8百万円及び資本準備金の増加18億8百万円、当期純損失の計上に伴う利益剰余金の減少4億95百万円によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、175億1百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、33億84百万円（前事業年度に使用した資金は9億39百万円）となりました。これは主に、顧客分別金信託の増加43億90百万円、預り金の増加80億74百万円、税引前当期純損失4億91百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、23百万円（前事業年度に使用した資金は76百万円）となりました。これは主に、定期預金の解約による収入50百万円、有形固定資産の取得による支出18百万円、無形固定資産の取得による支出32百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は、40億52百万円（前事業年度に得られた資金は26億42百万円）となりました。これは主に、劣後特約付ローンの長期借入れによる収入15億円、海外募集による新株式発行等による収入35億90百万円、転換社債型新株予約権付社債の償還による支出10億円によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社が営む事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が営む事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当社が営む事業は、提供するサービスの性格上、販売実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

当社の財務諸表作成にあたり採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（重要な会計方針）」に記載しております。

財務諸表の作成にあたり用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

（繰延税金資産の回収可能性）

当社は、将来の課税所得の見積額に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画に基づいており、その主要な仮定は、預かり資産の増加予測に基づく営業収益であります。市場環境等の変化により影響を受けることがあり不確実性を伴うものであります。主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度において繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の会計上の見積りに対する影響につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表注記事項（追加情報）」に記載のとおりであります。

経営成績の分析

（営業収益）

当事業年度における営業収益は、46億47百万円（前事業年度比21億30百万円の増加）となりました。これは主に、預かり資産の増加に伴う受入手数料の増加21億4百万円によるものであります。当事業年度末時点での預かり資産額（時価）は、6,345億円（前事業年度比3,053億円の増加）となっております。

（金融費用）

金融費用は、支払利息22百万円（前事業年度比0百万円の増加）となりました。この結果、純営業収益は46億25百万円（前事業年度比21億30百万円の増加）となりました。

（販売費・一般管理費）

販売費・一般管理費は50億57百万円（前事業年度比15億84百万円の増加）となりました。これは主に、広告宣伝費等の取引関係費の増加11億48百万円によるものであります。この結果、営業損失は4億32百万円（前事業年度実績 営業損失9億78百万円）となりました。

（営業外損益）

営業外収益は4百万円（前事業年度比0百万円の減少）となりました。また、営業外費用は62百万円（前事業年度比38百万円の増加）となりました。これは主に、資本金の増加に係る登録免許税等の株式交付費の増加6百万円、劣後特約付ローンに係るストラクチャリング手数料による支払手数料の増加37百万円によるものであります。この結果、経常損失は4億91百万円（前事業年度実績 経常損失9億99百万円）となりました。

（特別損益及び法人税等）

法人税等は3百万円（前事業年度比増減なし）となりました。この結果、当期純損失は4億95百万円（前事業年度実績 当期純損失10億3百万円）となりました。

財政状態の分析

当事業年度の財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社における主な資金需要は、業容拡大に伴う人件費や、認知度向上のための広告宣伝費です。これらの資金需要に対しては、自己資金を基本とし、必要に応じて社債の発行や長期借入金の銀行借入を行うことでまかなっております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 証券業務委託契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約期間	契約内容
日本電子計算株式会社	日本	2016年1月18日から 2019年1月17日まで (以降1年毎自動更新)	同社の提供する証券総合オンラインシステムにおける、証券業務に関するサービスの利用
日本電子計算株式会社	日本	2016年1月18日から 2017年3月31日まで (以降1年毎自動更新)	配当金・分配金処理の事務及びこれに付随する事務の委託

(2) 金融商品取引ブローカー契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約期間	契約内容
Interactive Brokers LLC	米国	2015年12月17日から	海外上場金融商品取引の媒介

(3) 劣後特約付金銭消費貸借契約（劣後特約付ローン）

相手先の名称	相手先の所在地	契約日	契約内容
株式会社三菱UFJ銀行	日本	2021年11月30日	借入金額 1,500,000千円 借入実行日 2021年11月30日 返済期限 2026年11月30日 担保及び保証 無担保・無保証 本劣後特約付ローンは、自己資本規制比率の算出における補完的項目として加算される。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、ロボアドバイザー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は47千円であり、主な内容は「おまかせNISA」等の開発投資によるものであります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	器具備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社設備	27,757	19,384	81,639	128,781	114 (24)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数の()は、平均臨時雇用者数を外書きしております。
 4. 上記のほか、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

2021年12月31日現在

事務所 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	本社設備	81,325

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	169,870,596
計	169,870,596

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年3月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会 名	内容
普通株式	46,988,150	47,243,219	東京証券取引所 マザーズ	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	46,988,150	47,243,219		

- (注) 1. 発行済株式のうち2,300株は、譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権(10,016千円)を出資の目的とする現物出資により発行したものです。
2. 提出日現在発行数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権（2016年4月8日臨時株主総会決議に基づく2016年8月16日取締役会決議）

決議年月日	2016年8月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 23
新株予約権の数(個)	158 [155](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 189,600 [186,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	102 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2018年8月17日～ 至 2026年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 102 (注) 3 資本組入額 51 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2016年12月31日付で当社普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。また、2020年8月30日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、本新株予約権の割当日後に、当社普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、交付株式数を以下の算式に従い調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の交付株式数は、株式の分割の基準日又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を行う場合、時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を受ける権利を伴う株式又は新株予約権の交付を行う場合を行う場合、合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は、取締役会の決議により、適宜交付株式数の調整を行うことができる。交付株式数の調整が行われる場合には、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、調整後交付株式数及び適用開始日その他の必要事項を通知するものとする。

2. 本新株予約権の割当日後に、当社普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の交付株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後に、当社普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の交付株式数の適用時期に準じるものとする。行使価額の調整が行われる場合には、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、権利者に対して、調整後の行使価額及び適用開始日その他の必要事項を通知するものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げる。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又はその権利者について注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(2)及び(3)の取得事由が発生していないことを条件とし、かかる取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
- (2) 当社が組織再編(「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。)を行うときに、当該組織再編に係る契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わって再編会社の新株予約権を交付することが定められず、かつ、当該組織再編に先立って、注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(1)に基づく取得決議がなされなかった場合には、会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午をもって、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、当社の取締役会が、組織再編に先立ち、権利者に本新株予約権の行使を認める旨決議したときは、当社は、以下(5)の定めにかかわらず、当該決議の内容に従い、権利者に本新株予約権を行使させることができる。
- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権は、2019年12月31日までの期間、及び当社の株式公開(当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。)の日(以下「株式公開日」という。)から1年間が経過する日までの期間は、行使することができないものとする。さらに、2020年1月1日以降かつ株式公開日から1年後の応当日以降であっても、権利者は、以下の及びに定める区分に従って、当該行使のときまでに行使可能となった本新株予約権のみを行使することができるものとする。いずれの場合においても、行使にかかる行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
 株式公開日から1年後の応当日から株式公開日から1年6ヶ月後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の数の2分の1(1個未満の端数は切り上げる。)について、行使可能となる。
 株式公開日から1年6ヶ月後の応当日以降は、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。
- (6) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、権利者の死亡の日をもってその新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (7) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(これらを総称して「組織再編」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議(株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われた場合であって、当社の取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得するものとする。なお、「時価」とは、(i)当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は自己株式処分価格(株式を引き受ける者に特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。)(但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。)から取得日における1株あたりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個あたりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、()当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する金融商品取引所(複数ある場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる金融商品取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日数を除く。)から取得日における1株あたりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個あたりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値の1円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社の取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって当該本新株予約権を無償で取得するものとする。

権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合

権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合(但し、当社の承認を得た場合を除く。)

権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合

権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合

権利者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合

権利者が差押え、仮差押え、保全処分、仮処分の申立て若しくは滞納処分を受けた場合

- (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社の取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって当該本新株予約権を無償で取得するものとする。

権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合

権利者が取締役、執行役又は監査役の身分を有する場合にあっては、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に違反した場合

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編を行う場合は、取締役会の決定により、本新株予約権につき、組織再編手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。

譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会等の権限を有する機関の承認を要するものとする。

第2回新株予約権（2017年10月27日臨時株主総会決議に基づく2017年12月6日取締役会決議）

決議年月日	2017年12月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 32
新株予約権の数(個)	163,608 [149,019] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 490,824 [447,057] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	211 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2019年12月7日～ 至 2027年12月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 211 (注) 3 資本組入額 106 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年8月30日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1、2、3、5、6.「第1回新株予約権（2016年4月8日臨時株主総会決議に基づく2016年8月16日取締役会決議）」の(注) 1、2、3、5、6.に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又はその権利者について注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(2)及び(3)の取得事由が発生していないことを条件とし、かかる取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
- (2) 当社が組織再編（「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。）を行うときに、当該組織再編に係る契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わって再編会社の新株予約権を交付することが定められず、かつ、当該組織再編に先立って、注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(1)に基づく取得決議がなされなかった場合には、会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午をもって、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、当社の取締役会が、組織再編に先立ち、権利者に本新株予約権の行使を認める旨決議したときは、当社は、以下(5)の定めにかかわらず、当該決議の内容に従い、権利者に本新株予約権を行使させることができる。
- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権は、2020年12月31日までの期間、及び当社の株式公開（当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日（以下「株式公開日」という。）から1年間が経過する日までの期間は、行使することができないものとする。さらに、2021年1月1日以降かつ株式公開日から1年後の応当日以降であっても、権利者は、以下の「及び」に定める区分に従って、当該行使のときまでに行使可能となった本新株予約権のみを行使することができるものとする。いずれの場合においても、行使にかかる行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
株式公開日から1年後の応当日から株式公開日から1年6ヶ月後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の数の2分の1（1個未満の端数は切り上げる。）について、行使可能となる。
株式公開日から1年6ヶ月後の応当日以降は、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。
- (6) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、権利者の死亡の日をもってその新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (7) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

第3回新株予約権（2018年6月27日臨時株主総会決議に基づく2018年8月15日取締役会決議）

決議年月日	2018年8月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 49
新株予約権の数(個)	249,300 [223,025] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 747,900 [669,075] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	487 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年8月16日～ 至 2028年8月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 487 (注) 3 資本組入額 244 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年8月30日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1、2、3、5、6.「第1回新株予約権（2016年4月8日臨時株主総会決議に基づく2016年8月16日取締役会決議）」の(注) 1、2、3、5、6.に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又はその権利者について注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(2)及び(3)の取得事由が発生していないことを条件とし、かかる取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
- (2) 当社が組織再編（「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。）を行うときに、当該組織再編に係る契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わって再編会社の新株予約権を交付することが定められず、かつ、当該組織再編に先立って、注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(1)に基づく取得決議がなされなかった場合には、会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午をもって、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、当社の取締役会が、組織再編に先立ち、権利者に本新株予約権の行使を認める旨決議したときは、当社は、以下(5)の定めにかかわらず、当該決議の内容に従い、権利者に本新株予約権を行使させることができる。
- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権は、2021年12月31日までの期間、及び当社の株式公開日（当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始される日をいう。以下同じ。）から1年間が経過する日までの期間は、行使することができないものとする。さらに、2022年1月1日以降かつ株式公開日から1年後の応当日以降であっても、権利者は、以下の 及び に定める区分に従って、当該行使のときまでに行使可能となった本新株予約権のみを行使することができるものとする。いずれの場合においても、行使にかかる行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
 2022年1月1日から2022年6月30日まで又は株式公開日から1年後の応当日から株式公開日から1年6か月後の応当日の前日までのうち、いずれか遅い方の期間中は、割当てられた本新株予約権の数の2分の1（1個未満の端数は切り上げる。）について、行使可能となる。
 上記 の期間の最終日の翌日以降は、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。
- (6) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、権利者の死亡の日をもってその新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (7) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

第4回新株予約権（2019年3月26日定時株主総会決議に基づく2019年3月26日取締役会決議）

決議年月日	2019年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 55
新株予約権の数(個)	112,190 [98,123] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 336,570 [294,369] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	664 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年3月27日～ 至 2029年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 664 (注) 3 資本組入額 332 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年8月30日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1、2、3、5、6.「第1回新株予約権（2016年4月8日臨時株主総会決議に基づく2016年8月16日取締役会決議）」の(注) 1、2、3、5、6.に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又はその権利者について注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(2)及び(3)の取得事由が発生していないことを条件とし、かかる取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
- (2) 当社が組織再編（「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。）を行うときに、当該組織再編に係る契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わって再編会社の新株予約権を交付することが定められず、かつ、当該組織再編に先立って、注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(1)に基づく取得決議がなされなかった場合には、会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午をもって、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、当社の取締役会が、組織再編に先立ち、権利者に本新株予約権の行使を認める旨決議したときは、当社は、以下(5)の定めにかかわらず、当該決議の内容に従い、権利者に本新株予約権を行使させることができる。
- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権は、2021年12月31日までの期間、及び当社の株式公開日（当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始される日をいう。以下同じ。）から1年間が経過する日までの期間は、行使することができないものとする。さらに、2022年1月1日以降かつ株式公開日から1年後の応当日以降であっても、権利者は、以下の 及び に定める区分に従って、当該行使のときまでに行使可能となった本新株予約権のみを行使することができるものとする。いずれの場合においても、行使にかかる行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
 2022年1月1日から2022年6月30日まで又は株式公開日から1年後の応当日から株式公開日から1年6か月後の応当日の前日までのうち、いずれか遅い方の期間中は、割当てられた本新株予約権の数の2分の1（1個未満の端数は切り上げる。）について、行使可能となる。
 上記 の期間の最終日の翌日以降は、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。
- (6) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、権利者の死亡の日をもってその新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (7) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

第5回新株予約権（2019年3月26日定時株主総会決議に基づく2019年3月26日取締役会決議）

決議年月日	2019年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 3 社外協力者 2
新株予約権の数(個)	34,820 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 104,460 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	664 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2019年3月27日～ 至 割当日から無期限
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 664 (注) 3 資本組入額 332 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末（2022年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。なお、2020年8月30日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」が調整されております。

(注) 1、2、3、5、6.「第1回新株予約権（2016年4月8日臨時株主総会決議に基づく2016年8月16日取締役会決議）」の(注) 1、2、3、5、6.に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又はその権利者について注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(2)及び(3)の取得事由が発生していないことを条件とし、かかる取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
- (2) 当社が組織再編（「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。）を行うときに、当該組織再編に係る契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わって再編会社の新株予約権を交付することが定められず、かつ、当該組織再編に先立って、注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(1)に基づく取得決議がなされなかった場合には、会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午をもって、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、当社の取締役会が、組織再編に先立ち、権利者に本新株予約権の行使を認める旨決議したときは、当社は、以下(5)の定めにかかわらず、当該決議の内容に従い、権利者に本新株予約権を行使させることができる。
- (3) 権利者が当社の監査役の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）権利者は、本新株予約権の行使時においても当社の監査役の地位を有していることを要し、任期中の自らの意思による辞任、解任その他の理由によりその地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、当社が本新株予約権発行後に監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社となることにより権利者が当社の監査役の地位を失った場合、当社の株式公開日（当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始される日をいう。以下同じ。）以降に権利者が任期満了により当社の監査役を退任した場合、又は行使を認めることが相当であるとして当社の取締役会の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権は、2021年12月31日までの期間、及び当社の株式公開日から1年間が経過する日までの期間は、行使することができないものとする。
- (6) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、権利者の死亡の日をもってその新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (7) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

第6回新株予約権（2019年8月23日臨時株主総会決議に基づく2019年8月23日取締役会決議）

決議年月日	2019年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 83
新株予約権の数(個)	235,528 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 706,584 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	664 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年8月26日～ 至 2029年8月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 664 (注) 3 資本組入額 332 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末（2022年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。なお、2020年8月30日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1、2、3、5、6.「第1回新株予約権（2016年4月8日臨時株主総会決議に基づく2016年8月16日取締役会決議）」の(注)1、2、3、5、6.に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又はその権利者について注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(2)及び(3)の取得事由が発生していないことを条件とし、かかる取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
- (2) 当社が組織再編（「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。）を行うときに、当該組織再編に係る契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わって再編会社の新株予約権を交付することが定められず、かつ、当該組織再編に先立って、注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(1)に基づく取得決議がなされなかった場合には、会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午をもって、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、当社の取締役会が、組織再編に先立ち、権利者に本新株予約権の行使を認める旨決議したときは、当社は、以下(5)の定めにかかわらず、当該決議の内容に従い、権利者に本新株予約権を行使させることができる。
- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権は、2022年12月31日までの期間、及び当社の株式公開日（当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始される日をいう。以下同じ。）から1年間が経過する日までの期間は、行使することができないものとする。さらに、2023年1月1日以降かつ株式公開日から1年後の応当日以降であっても、権利者は、以下の及びに定める区分に従って、当該行使のときまでに行使可能となった本新株予約権のみを行使することができるものとする。いずれの場合においても、行使にかかる行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
 2023年1月1日から2023年6月30日まで又は株式公開日から1年後の応当日から株式公開日から1年6か月後の応当日の前日までのうち、いずれか遅い方の期間中は、割当てられた本新株予約権の数の2分の1（1個未満の端数は切り上げる。）について、行使可能となる。
 上記の期間の最終日の翌日以降は、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。
- (6) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、権利者の死亡の日をもってその新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (7) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

第7回新株予約権（2020年6月26日臨時株主総会決議に基づく2020年6月29日取締役会決議）

決議年月日	2020年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 76
新株予約権の数(個)	369,630 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,108,890 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	851 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2022年6月30日～ 至 2030年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 851 (注) 3 資本組入額 426 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末（2022年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。なお、2020年8月30日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1、2、3、5、6.「第1回新株予約権（2016年4月8日臨時株主総会決議に基づく2016年8月16日取締役会決議）」の(注)1、2、3、5、6.に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又はその権利者について注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(2)及び(3)の取得事由が発生していないことを条件とし、かかる取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
- (2) 当社が組織再編（「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。）を行うときに、当該組織再編に係る契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わって再編会社の新株予約権を交付することが定められず、かつ、当該組織再編に先立って、注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(1)に基づく取得決議がなされなかった場合には、会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午をもって、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、当社の取締役会が、組織再編に先立ち、権利者に本新株予約権の行使を認める旨決議したときは、当社は、以下(5)の定めにかかわらず、当該決議の内容に従い、権利者に本新株予約権を行使させることができる。
- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権は、2022年12月31日までの期間、及び当社の株式公開日（当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始される日をいう。以下同じ。）から1年間が経過する日までの期間は、行使することができないものとする。さらに、2023年1月1日以降かつ株式公開日から1年後の応当日以降であっても、権利者は、以下の 及び に定める区分に従って、当該行使のときまでに行使可能となった本新株予約権のみを行使することができるものとする。いずれの場合においても、行使にかかる行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
 2023年1月1日から2023年6月30日まで又は株式公開日から1年後の応当日から株式公開日から1年6か月後の応当日の前日までのうち、いずれか遅い方の期間中は、割当てられた本新株予約権の数の2分の1（1個未満の端数は切り上げる。）について、行使可能となる。
 上記の期間の最終日の翌日以降は、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。
- (6) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、権利者の死亡の日をもってその新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (7) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

第8回新株予約権（2020年6月26日臨時株主総会決議に基づく2020年6月29日取締役会決議）

決議年月日	2020年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5
新株予約権の数(個)	136,309 [121,573] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 408,927 [364,719] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	851 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年6月30日 至 割当日から無期限
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 851 (注) 3 資本組入額 426 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年8月30日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1、2、3、5、6.「第1回新株予約権（2016年4月8日臨時株主総会決議に基づく2016年8月16日取締役会決議）」の(注)1、2、3、5、6.に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又はその権利者について注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(2)及び(3)の取得事由が発生していないことを条件とし、かかる取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
- (2) 当社が組織再編（「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。）を行うときに、当該組織再編に係る契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わって再編会社の新株予約権を交付することが定められず、かつ、当該組織再編に先立ち、注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(1)に基づく取得決議がなされなかった場合には、会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午をもって、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、当社の取締役会が、組織再編に先立ち、権利者に本新株予約権の行使を認める旨決議したときは、当社は、以下(5)の定めにかかわらず、当該決議の内容に従い、権利者に本新株予約権を行使させることができる。
- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、当社の取締役会の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権は、2021年12月31日までの期間、及び当社の株式公開日から1年間が経過する日までの期間は、行使することができないものとする。さらに、2022年1月1日以降かつ株式公開日から1年後の応当日以降であっても、権利者は、以下の から までに定める区分に従って、当該行使のときまでに行使可能となった本新株予約権のみを行使することができるものとする。
 2022年1月1日から2022年12月31日まで又は株式公開日から1年後の応当日から株式公開日から2年後の応当日の前日までのうち、いずれか遅い方の期間中は、割当てられた本新株予約権の数の4分の1（1個未満の端数は切り上げる。）について、行使可能となる。
 上記の期間の最終日の翌日から、上記の期間の最終日の1年後の応当日までは、割当てられた本新株予約権の数の4分の2（1個未満の端数は切り上げる。）について、行使可能となる。
 上記の期間の最終日の翌日から、上記の期間の最終日の1年後の応当日までは、割当てられた本新株予約権の数の4分の3（1個未満の端数は切り上げる。）について、行使可能となる。
 上記の期間の最終日の翌日以降は、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。
- (6) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、権利者の死亡の日をもってその新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (7) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

第9回新株予約権（2020年6月26日臨時株主総会決議に基づく2020年6月29日取締役会決議）

決議年月日	2020年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 3 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	160,408 [146,252] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 481,224 [438,756] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	851 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年6月30日 至 割当日から無期限
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 851 (注) 3 資本組入額 426 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年8月30日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1、2、3、5、6.「第1回新株予約権（2016年4月8日臨時株主総会決議に基づく2016年8月16日取締役会決議）」の(注) 1、2、3、5、6.に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又はその権利者について注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(2)及び(3)の取得事由が発生していないことを条件とし、かかる取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。
- (2) 当社が組織再編（「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。）を行うときに、当該組織再編に係る契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わって再編会社の新株予約権を交付することが定められず、かつ、当該組織再編に先立ち、注5.「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(1)に基づく取得決議がなされなかった場合には、会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午をもって、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、当社の取締役会が、組織再編に先立ち、権利者に本新株予約権の行使を認める旨決議したときは、当社は、以下(5)の定めにかかわらず、当該決議の内容に従い、権利者に本新株予約権を行使させることができる。
- (3) 権利者が当社の取締役又は監査役の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）、権利者は、本新株予約権の行使時においても当社の取締役又は監査役の地位を有していることを要し、任期中の自らの意思による辞任、解任その他の理由によりその地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、当社が本新株予約権発行後に監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社となることにより権利者が当社の監査役の地位を失った場合、当社の株式公開日（当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始される日をいう。以下同じ。）以降に権利者が任期満了により当社の取締役若しくは監査役を退任した場合、又は行使を認めることが相当であるとして当社の取締役会の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権は、2021年12月31日までの期間、及び当社の株式公開日から1年間に経過する日までの期間は、行使することができないものとする。
- (6) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、権利者の死亡の日をもってその新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (7) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は2021年11月18日開催の取締役会において、当社発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の全額の繰上償還を決議し、2021年11月30日に繰上償還をいたしました。

無担保転換社債型新株予約権付社債の全額の繰上償還の概要

(1) 繰上償還する銘柄及び償還額	第1回無担保転換社債型新株予約権(劣後特約付) 500,000,000円 第2回無担保転換社債型新株予約権(劣後特約付) 500,000,000円
(2) 保有者の名称	株式会社SBI証券
(3) 繰上償還金額	本社債の額面100円につき金100円
(4) 繰上償還日	2021年11月30日
(5) 繰上償還を行う理由	財務状況の見通しや、普通株式への転換権が付されていることなどを踏まえ、保有者である株式会社SBI証券と協議し、全額の繰上償還を行うこととした

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年12月22日 (注) 1	C種優先株式 513,699	普通株式 5,160,000 A 1種優先株式 1,599,200 A 2種優先株式 1,147,200 B種優先株式 2,371,600 C種優先株式 513,699	375,000	475,000	375,000	1,447,127
2018年 2月16日 (注) 2	C種優先株式 513,698	普通株式 5,160,000 A 1種優先株式 1,599,200 A 2種優先株式 1,147,200 B種優先株式 2,371,600 C種優先株式 1,027,397	374,999	849,999	374,999	1,822,126
2018年 9月14日 (注) 3	D種優先株式 753,390	普通株式 5,160,000 A 1種優先株式 1,599,200 A 2種優先株式 1,147,200 B種優先株式 2,371,600 C種優先株式 1,027,397 D種優先株式 753,390	749,999	1,599,999	749,999	2,572,126
2018年10月31日 (注) 4	D種優先株式 477,952	普通株式 5,160,000 A 1種優先株式 1,599,200 A 2種優先株式 1,147,200 B種優先株式 2,371,600 C種優先株式 1,027,397 D種優先株式 1,231,342	475,801	2,075,800	475,801	3,047,927
2019年 5月24日 (注) 5		普通株式 5,160,000 A 1種優先株式 1,599,200 A 2種優先株式 1,147,200 B種優先株式 2,371,600 C種優先株式 1,027,397 D種優先株式 1,231,342	1,975,800	100,000		3,047,927

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年9月30日 (注)6	E種優先株式 1,018,409	普通株式 5,160,000 A1種優先株式 1,599,200 A2種優先株式 1,147,200 B種優先株式 2,371,600 C種優先株式 1,027,397 D種優先株式 1,231,342 E種優先株式 1,018,409	1,299,999	1,399,999	1,299,999	4,347,927
2019年11月5日 (注)7	E種優先株式 600,735	普通株式 5,160,000 A1種優先株式 1,599,200 A2種優先株式 1,147,200 B種優先株式 2,371,600 C種優先株式 1,027,397 D種優先株式 1,231,342 E種優先株式 1,619,144	766,838	2,166,837	766,838	5,114,765
2019年12月26日 (注)5		普通株式 5,160,000 A1種優先株式 1,599,200 A2種優先株式 1,147,200 B種優先株式 2,371,600 C種優先株式 1,027,397 D種優先株式 1,231,342 E種優先株式 1,619,144	2,066,837	100,000		5,114,765
2020年8月24日 (注)8	普通株式 8,995,883 A1種優先株式 1,599,200 A2種優先株式 1,147,200 B種優先株式 2,371,600 C種優先株式 1,027,397 D種優先株式 1,231,342 E種優先株式 1,619,144	普通株式 14,155,883		100,000		5,114,765
2020年8月30日 (注)9	普通株式 28,311,766	普通株式 42,467,649		100,000		5,114,765
2020年12月21日 (注)10	普通株式 2,500,000	普通株式 44,967,649	1,329,687	1,429,687	1,329,687	6,444,452
2021年1月20日 (注)11	普通株式 623,800	普通株式 45,591,449	331,783	1,761,471	331,783	6,776,236
2021年5月14日 (注)12	普通株式 2,300	普通株式 45,593,749	5,008	1,766,479	5,008	6,781,244
2021年12月3日 (注)13	普通株式 940,000	普通株式 46,533,749	1,430,962	3,197,441	1,430,962	8,212,206
2021年12月4日～ 2021年12月31日 (注)14	普通株式 454,401	普通株式 46,988,150	40,483	3,237,925	40,483	8,252,690

(注)1. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社SMBC信託銀行(特定運用金外信託口 契約番号12100440)

- 発行価格 1,460円
資本組入額 730円
2. 有償第三者割当増資
割当先 グローバル・ブレイン 6号投資事業有限責任組合、ソニー株式会社他
発行価格 1,460円
資本組入額 730円
3. 有償第三者割当増資
割当先 グローバル・ブレイン 6号投資事業有限責任組合
発行価格 1,991円
資本組入額 996円
4. 有償第三者割当増資
割当先 SBIホールディングス株式会社、FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合他
発行価格 1,991円
資本組入額 996円
5. 無償減資
資本金減少は欠損填補のための無償減資によるものであります。
6. 有償第三者割当増資
割当先 協創プラットフォーム開発 1号投資事業有限責任組合他
発行価格 2,553円
資本組入額 1,277円
7. 有償第三者割当増資
割当先 ジャパン・コインベスト 2号投資事業有限責任組合他
発行価格 2,553円
資本組入額 1,277円
8. 優先株式の取得及び消却
当社は、A 1種優先株式、A 2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき2020年8月24日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA 1種優先株式、A 2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、2020年8月24日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
9. 2020年8月30日付の株式分割(1:3)による増加であります。
10. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,150円
引受価額 1,063.75円
資本組入額 531.875円
11. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
割当先 株式会社SBI証券
発行価格 1,063.75円
資本組入額 531.875円
12. 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の発行
割当先 取締役4名、執行役員4名、従業員4名
発行価格 4,355円
資本組入額 2,177.5円
13. 欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除く。)における有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 3,183円
引受価格 3,044.6円
資本組入額 1,522.3円
14. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。
15. 2022年1月1日から2022年2月28日の新株予約権(ストックオプション)の権利行使により、発行済株式総数が255,069株、資本金及び資本準備金がそれぞれ74,886千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		15	35	238	173	67	21,565	22,093	
所有株式数(単元)		34,339	14,966	17,896	167,321	2,630	232,331	469,483	39,850
所有株式数の割合(%)		7.31	3.19	3.81	35.64	0.56	49.49	100	

(注) 自己株式119株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に19株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
柴山 和久	東京都港区	11,086,045	23.59
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDUCIITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,412,800	3.00
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,162,540	2.47
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	950,000	2.02
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	930,200	1.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	924,500	1.96
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	903,000	1.92
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	844,000	1.79
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	776,042	1.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	750,400	1.59
計		19,739,527	42.00

- (注) 1. 2021年11月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、クーブランド・カードィフ・アセット・マネジメント・エルエルピー (Coupland Cardiff Asset Management LLP) が2021年11月19日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
クーブランド・カードィフ・アセット・マネジメント・エルエルピー (Coupland Cardiff Asset Management LLP)	ロンドン セント・ジェームズ・ストリート 31-32	3,220,600	7.06

また、2022年2月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、クーブランド・カードィフ・アセット・マネジメント・エルエルピー (Coupland Cardiff Asset Management LLP) が2022年1月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
クーブランド・カードィフ・アセット・マネジメント・エルエルピー (Coupland Cardiff Asset Management LLP)	ロンドン セント・ジェームズ・ストリート 31-32	5,340,600	11.48

2. 2021年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (特例対象株券等) の変更報告書 (特例対象株券等) において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるJPモルガン・アセット・マネジメント (アジア・パシフィック) リミテッド (JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited)、JPモルガン証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (J.P. Morgan Securities LLC) が2021年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書 (特例対象株券等) の変更報告書 (特例対象株券等) の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	2,461,900	5.29
JPモルガン・アセット・マネジメント (アジア・パシフィック) リミテッド (JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited)	香港、セントラル、コーノート・ロード8、チャーター・ハウス21階	60,200	0.13
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	63,388	0.14
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25	18,600	0.04
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (J.P. Morgan Securities LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー383番地	3,000	0.01

また、2022年2月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (特例対象株券等) の変更報告書 (特例対象株券等) において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるJPモルガン・アセット・マネジメント (アジア・パシフィック) リミテッド (JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited)、JPモルガン証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (J.P. Morgan Securities LLC) が2022年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	2,505,700	5.33
JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド (JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited)	香港、セントラル、コーノート・ロード8、チャーター・ハウス21階	57,600	0.12
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	289,356	0.62
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25	231,986	0.49
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(J.P. Morgan Securities LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー383番地	0	0.00

3. 2021年12月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(特例対象株券等)の変更報告書(特例対象株券等)において、ワサッチ・アドバイザーズ・インクが2021年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(特例対象株券等)の変更報告書(特例対象株券等)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ワサッチ・アドバイザーズ・インク	アメリカ合衆国 84108 ユタ州ソールト・レーク・シティ、ワカラ・ウェイ 505番3階 (505 Wakara Way, 3rd Floor, Salt Lake City, UT 84108, U.S.A.)	2,828,900	6.20

また、2022年1月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(特例対象株券等)の変更報告書(特例対象株券等)において、ワサッチ・アドバイザーズ・インクが2022年1月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ワサッチ・アドバイザーズ・インク	アメリカ合衆国 84108 ユタ州ソールト・レーク・シティ、ワカラ・ウェイ 505番3階 (505 Wakara Way, 3rd Floor, Salt Lake City, UT 84108, U.S.A.)	1,883,654	4.05

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,948,200	469,482	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 39,850		
発行済株式総数	46,988,150		
総株主の議決権		469,482	

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ウェルスナビ株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目22 番3号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	119	17
当期間における取得自己株式		

- (注) 1. 当事業年度における取得自己株式のうち115株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。
 2. 当期間における取得自己株式には、2022年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	119		119	

- (注) 当期間における取得自己株式には、2022年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

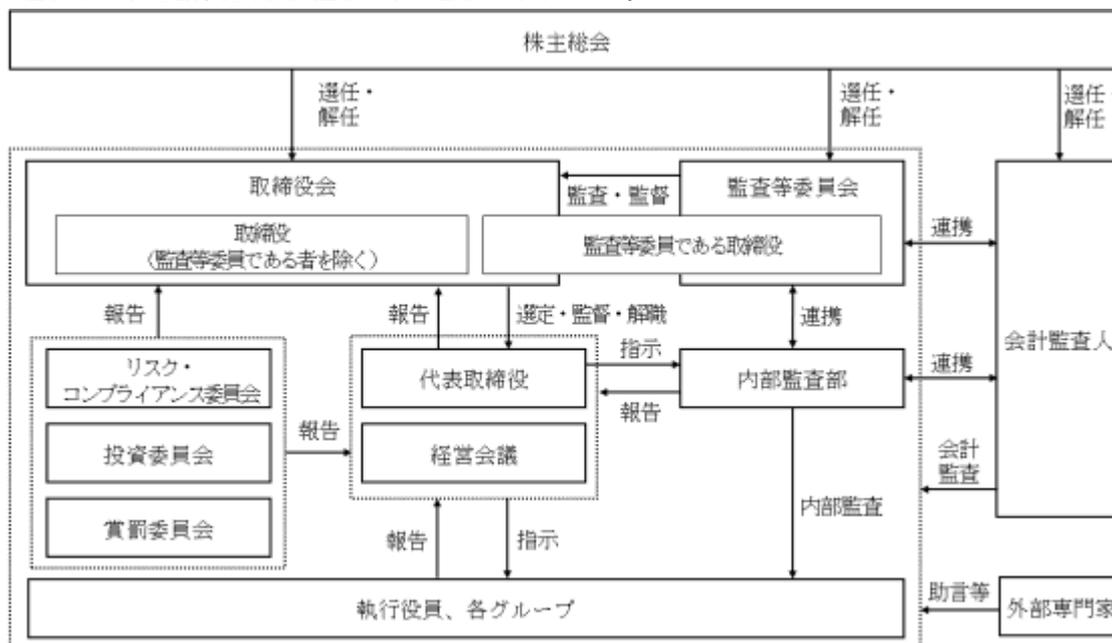
当社は、「働く世代に豊かさを」というミッションを掲げ、働く世代の豊かな老後のために、「長期・積立・分散」の資産運用を全自動化したサービス、ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」を提供しております。そのため、経営の透明性と客観性を確保したうえで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることが重要であり、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の最重要課題の一つだと認識しております。お客様の利益と利便性を最優先するという考えのもと、社会からの高い信頼を得ることが事業の継続には必須であり、またそれが企業価値の最大化に繋がるものと認識しております。

これらを踏まえ、当社の取締役、従業員は、それぞれが求められる役割を理解し、金融事業者求められる法令、社会規範、倫理等について継続的に意識の維持向上を図り、事業活動の透明性及び客観性の確保に取り組むことで、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。また、会社法で求められる機関に加えて、リスク・コンプライアンス委員会及び投資委員会等の任意の機関を設置することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、2022年3月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。当社の企業統治体制の模式図は以下のとおりであります。



イ. 取締役会

当社の取締役会は、「(2) 役員の状況」に記載の取締役7名（うち社外取締役5名）で構成され、代表取締役CEOである柴山和久が議長を務めており、「取締役会規程」に基づき重要事項を決議し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。独立役員として東後澄人氏、尾河眞樹氏、榎本明氏、松野絵里子氏及び藤本幸彦氏を招聘し、経営の意思決定の健全性や透明性の向上を可能とする経営体制を推進しております。

取締役会は原則として、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。

ロ. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、「(2) 役員の状況」に記載の監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成され、常勤監査等委員である榎本明氏が議長を務めており、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。監査等委員は、会計士、税理士、弁護士経験者がおり、知見を生かして独立・中立の立場から客観的な意見表明を行っております。また、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査等委員は経営会議に出席するなど実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

監査等委員会は原則として、毎月1回の定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時で開催します。

ハ. 内部監査

当社では、内部監査部(2名)が事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、年間内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役等に報告することに加えて、監査等委員、経営会議及び取締役会へ報告しております。内部監査部は、監査対象となった各部門に対して監査結果及び業務改善等のための指摘を行い、改善状況について継続的に確認を実施し、確認結果について経営会議に報告しております。

ニ. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

ホ. 経営会議

当社の経営会議は、議長である代表取締役CEO柴山和久、取締役CFO廣瀬学、常勤監査等委員榎本明氏、執行役員保科智秀、執行役員牛山史朗、執行役員CMO太田卓也、内部管理統括責任者及び議長が必要と認めた者で構成され、原則として週1回開催しております。経営全般に関する議論、経営上の重要事項等の審議を行い、経営活動の効率化を図っております。

ヘ. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク管理及びコンプライアンスの推進に関する協議・検討機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。議長である代表取締役CEO柴山和久、取締役CFO廣瀬学、内部管理統括責任者、コーポレートグループ長、議長もしくは内部管理統括責任者が指名する者で構成されております。

リスク・コンプライアンス委員会は、原則として四半期に一度開催するほか、必要に応じて機動的に臨時で開催し、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、組織体制、規程等の策定及び改廃、法令順守の状況のモニタリング、コンプライアンス意識の啓発や研修計画、リスクマネジメントに関して協議を行っております。

ト. 投資委員会

当社は、お客様のために忠実に業務を行うことを業務運営の基本とし、お客様の利益に即した投資運用を行うため、また当社の投資運用業務に影響を与える経済環境や市場環境など外部環境の変化に適確に対応するため投資委員会を設置しております。投資委員会は、委員長であるリサーチ&クオンツ部門の責任者の執行役員牛山史朗、副委員長である代表取締役CEO柴山和久、委員である国内外の投資理論や資産運用の社外の専門家で構成されております。委員長及び委員は取締役会の承認に基づき、代表取締役が任命しております。

投資委員会は、原則として四半期に一度開催し、最適ポートフォリオの推奨アルゴリズムの適正性の検証、マーケット環境の急変時における当社リサーチ&クオンツ部門への助言、最適ポートフォリオでの実際の運用状況の検証、その他の投資運用業務を適切に運営するために必要な事項の検証及び助言を行っております。

チ. 賞罰委員会

当社の賞罰委員会は、代表取締役CEO柴山和久を委員長とし、代表取締役が選任した委員で構成され、「就業規則」等の規程に該当する事案が発生する都度、開催しております。本委員会は、表彰に関する事案と懲戒に関する事案に関する決議を行い、当社の従業員の賞罰に関して公正を期すことを目的として設置しております。

リ. 執行役員制度

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、所管業務の執行を行っております。執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

b. 上記の企業統治体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方にに基づき、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることができると判断していることから、監査等委員会設置会社を採用しております。

具体的には、当社は、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名、監査等委員である取締役3名を選任しており、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)は意思決定の妥当性や経営の効率化、経営

全般にわたる監督機能を担い、監査等委員である取締役は金融、会計・税務、リスク管理及び法令遵守等に關する多様な知見・専門性を持つ専門家を起用することにより、独立・公正な立場で専門的かつ客観的な観点から経営を監視しております。

また、当社は執行役員制度を導入し、経営監督機能と業務執行機能を分離することで、経営の健全性と効率性を確保し、リスク・コンプライアンス委員会、投資委員会及び賞罰委員会の3つの任意の専門委員会を設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言及び指導を頂くことで、コーポレート・ガバナンス体制を強化しております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める取締役会決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、コンプライアンス・マニュアルを制定し、法令等を遵守することはもとより、社会の信頼に応える高い倫理観を持って、取締役及び従業員一人ひとり行動することが必要不可欠と認識し、コンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題と位置付ける。
- (b) 当社は、コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスに係る事項を管理及び推進する。
- (c) 取締役会は、取締役会規程に基づき月1回取締役会を開催することを原則とし、取締役間の意思疎通及び相互の業務を監督する。また、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性及び健全性の維持に努めることとする。
- (d) 取締役及び使用人の職務執行について、適正な職務の執行を徹底するとともに、代表取締役直轄の独立組織である内部監査部による内部監査を実施する。
- (e) 監査等委員会は、内部統制システムに係る監査実施基準を定め、当該実施基準に従い監査を実施する。
- (f) 取締役及び使用人は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し排除する体制の整備に努める。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 各取締役は、職務の執行に係る重要な情報及び文書は文書管理規程に従い適切に保存及び管理し、取締役が当該文書等を常時閲覧できることとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、事業活動に伴い生じる各種リスクについては、リスク管理規程等に基づき適切に対処するとともに、未然防止策の策定及び進捗管理を行う。異例事態の発生の際には迅速かつ適切な情報伝達及び緊急体制を整備することとする。
- (b) 情報セキュリティに係るリスクは、情報セキュリティ管理規程等に基づき、情報管理統括責任者を置き、リスク管理体制の構築及び継続的な改善等を行う。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、経営環境等の変化に迅速に対応するため、執行役員制度を導入し、また職務権限規程等に基づき、適切かつ効率的な意思決定及び職務執行等を図ることとする。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、役員及び従業員の行動規範としてコンプライアンス・マニュアル等を定め、これの浸透を図ることとする。
- (b) 企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

ヘ. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下「補助使用人等」という。）に関する事項、当社のその他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当社の監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (a) 監査等委員会が補助使用人等を求めた場合、指名された補助使用人等がその職務を行うこととする。
- (b) 補助使用人等への監査業務に関する指揮命令権は、監査等委員会に属するものとする。

ト. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び当社の監査等委員

会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人は監査等委員会に対して、当社における次の事項を報告することとする。

当社に著しい損害を及ぼす事項

重大な法令及び定款の違反

その他内部通報制度により通報されたコンプライアンス上重要な事項

(b) 前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、役員及び従業員に対して報告を求めることができる。

(c) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利な取扱いをしないこととする。

(d) 公益通報制度の通報者が不利な扱いや報復、差別を受けないことを明文化するとともに、プライバシー及び人権配慮の確保を図ることとする。

チ. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 監査等委員より監査費用の前払請求及び立替金の精算請求があった場合、当社は直ちにこれを支払うこととする。

リ. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員会規程の定めに基づき、監査等委員は重要な会議に出席して意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクの他、監査等委員会による監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換することとする。

(b) 監査等委員会（選定監査等委員が置かれている場合には選定監査等委員）は、必要に応じて取締役及び重要な使用人等からの個別ヒヤリングの機会を設けることができる。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理及びコンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題の一つと位置付けています。当社の役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等を遵守することはもとより、「良心に基づいた倫理判断」を持って一人ひとり行動することを求めています。また、当社の役職員が業務を遂行する上での基本的な心構えとして「倫理コード」を定め、その遵守を役職員に徹底しております。

当社のリスク管理体制として、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の主管部門であるコーポレート部門に所属するコンプライアンスグループが、各部門との業務執行などに関する情報収集・共有を行い、事業のリスクの早期発見と未然防止に努めております。加えて、当社はコンプライアンスに関する意識の向上、及びコンプライアンスに関する施策を円滑かつ効果的に実施するための組織体制及び運営方法を構築しており、その旨を「コンプライアンス管理規程」において定めております。また、コンプライアンス体制の維持・向上のため、四半期に一度リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンス体制の状況について継続的に協議を行っております。

事業活動に伴い生じる各種リスクについては、「リスク管理規程」において損失の危険の管理方法を定め、財務の健全性に留意するとともに、危険の回避に努めております。情報セキュリティに係るリスクは、「情報セキュリティ管理規程」「セキュリティポリシー」「外部委託管理規程」等に基づき、情報管理統括責任者を置き、情報セキュリティに関わるリスク管理体制の構築及び継続的な改善等を行っております。

また、当社は、職務執行上取得した個人情報を含む情報の取扱いに関する適切な措置を図っており、「個人情報等取扱規程」「特定個人情報等取扱規程」「法人関係情報管理規程」「苦情・紛争処理規程」等において定めております。加えて、「事務処理規程」を定め、相互牽制及びリスクが高いとされる事務処理について承認を要する態勢を構築しております。

当社は、金融商品取引法その他関係法令、加入する自主規制機関等の諸規則及び社内規程等の遵守に関する意識の向上を目的として、定期的に役職員向けのコンプライアンス研修を行っており、業務に直結するコンプライアンス関連知識の拡充及び周知を行っております。

c. 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度において、免除することができる旨を定款に定めております。ただし、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除

して得た額を限度とする旨定款に定めております。

d. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

f. 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

g. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役5名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

h. 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害が填補されることとなります。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

i. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を可能とするためであります。

j. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性2名（役員のうち女性の比率28.6%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	柴山 和久	1977年12月8日	2000年4月 2010年11月 2015年4月	大蔵省（現 財務省）入省 McKinsey & Company Inc. Japan 入社 当社設立 代表取締役CEO就任（現任）	(注) 3	11,086,045
取締役CFO	廣瀬 学	1979年1月8日	2001年4月 2006年2月 2007年6月 2014年7月 2018年7月 2019年1月 2020年4月	日本ヒューレット・パッカド株式会社 入社 IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社 入社 ドイツ証券株式会社 入社 株式会社トライフォート入社 クレディ・スイス証券株式会社 入社 当社 入社 当社取締役CFO就任（現任）	(注) 3	18,345
取締役	東後 澄人	1981年3月19日	2005年4月 2010年2月 2013年7月 2013年9月 2020年3月 2020年4月	McKinsey & Company Inc. Japan 入社 Google（株）（現Google合同会社） 入社 フリー株式会社 入社 同社 取締役就任（現任） フリービズ株式会社 代表取締役就任（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 3	42,583
取締役	尾河 眞樹	1971年7月11日	1994年4月 2000年4月 2001年3月 2007年8月 2016年8月 2016年10月 2017年6月 2021年3月 2021年6月	ファースト・シカゴ銀行東京支店（現 JPモルガン・チェース銀行東京支店） 入社 モルガン銀行東京支店（現 JPモルガン・チェース銀行東京支店） 入社 ソニー株式会社 入社 シティバンク銀行株式会社（現 株式会社SMBC信託銀行） 入社 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社） 執行役員 兼 金融市場調査部長 チーフアナリスト（現任） SBI大学院大学 グローバル金融市場研究会 研究員（現任） ソニー銀行株式会社 取締役 当社取締役就任（現任） ソニー・ライフケア株式会社 取締役（現任）	(注) 3	115
取締役 (常勤監査等委員)	榎本 明	1953年6月1日	1977年4月 2002年1月 2006年6月 2010年6月 2011年6月 2016年3月 2016年6月 2016年6月 2017年6月 2018年5月 2020年6月 2022年3月	株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 執行役員市場営業部長就任 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 常勤監査役 就任 日本住宅無尽株式会社 取締役副社長 就任 同社 代表取締役社長 就任 株式会社伊藤建築設計事務所 非常勤監査役 新東昭不動産株式会社 非常勤監査役 日本住宅無尽株式会社 取締役会長 就任 同社 顧問 当社社外監査役 エムエステイ保険サービス株式会社 非常勤監査役 就任（現任） 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現任）	(注) 4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	松野 絵里子	1969年 1月10日	1992年 4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(証券)(現 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)入社 2000年 4月 弁護士登録 2000年 9月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2010年 7月 東京ジェイ法律事務所設立 代表弁護士(現任) 2011年 7月 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員就任(現任) 2014年 7月 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員就任(現任) 2015年10月 当社社外監査役 2019年 1月 株式会社ACCESS 補欠監査役(現任) 2020年 6月 H.U.グループホールディングス株式会社 社外取締役就任(現任) 2022年 3月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	藤本 幸彦	1953年12月23日	1977年 4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 1989年10月 中央新光監査法人 入所 1990年 8月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所(現 PwC税理士法人)入所 1997年 4月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所(現 PwC税理士法人)パートナー就任 2008年 7月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース(現 PwC税理士法人)理事パートナー就任 2014年 1月 株式会社カネコ薬局 取締役(現任) 2014年 7月 隼あすか法律事務所 顧問(現任) 2014年12月 ヘルスケア&メディカル投資法人 監督役員(現任) 2017年 4月 一般社団法人グリーンファイナンス推進機構 審査委員会委員 2018年12月 当社社外監査役 2022年 3月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	
計					11,086,620

- (注) 1. 取締役東後澄人氏、尾河眞樹氏、榎本明氏、松野絵里子氏及び藤本幸彦氏は、社外取締役であります。
 2. 2022年3月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
 3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 監査等委員である取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 5. 当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
執行役員	保科 智秀
執行役員	牛山 史朗
執行役員CMO	太田 卓也

社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役5名(うち監査等委員である取締役3名)を選任しております。

社外取締役は、社外の視点を踏まえた客観的な立場から、経営者や専門家として豊富な経験や幅広い見識に基づき、経営上の助言を行い、また、取締役の業務執行に対する監督機能及び監査等委員会による監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針について特段の定めはありませんが、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役の東後澄人氏は、インターネットやSaaS業界における経営・財務に関する豊富な経験を有していることから、その知見・経験を生かして社外取締役として監督・提言を行って頂くため選任しております。なお、当社は、同氏が取締役CFOを務めるフリー株式会社が提供するサービスを利用しておりますが、当事業年度におけるその取引金額は同社の売上高に占める割合の2%未満であるため、独立性に与える影響はないものと判断しております。

社外取締役の尾河眞樹氏は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有しており、その知見・経験を生か

して社外取締役として監督・提言を行って頂くため選任しております。なお、当社は、同氏が2017年6月から2021年6月まで取締役を務めたソニー銀行株式会社との間で「WealthNavi for ソニー銀行」に関する取引関係がありますが、当事業年度におけるその取引金額は同社の経常収益に占める割合の2%未満であるため、独立性に与える影響はないものと判断しております。

社外取締役（監査等委員）の榎本明氏は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有しており、客観的かつ中立の立場で、これらを当社の監査に反映して頂くため選任しております。

社外取締役（監査等委員）の松野絵里子氏は、弁護士として法律事務所での業務経験及び金融機関に係る法務の相当程度の知識を有しており、客観的かつ中立の立場で、これらを当社の監査に反映して頂くため選任しております。

社外取締役（監査等委員）の藤本幸彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査法人及び税理士法人での監査業務等の経験のほか、金融業や金融商品・金融取引の会計・税務コンサルティングの経験、また財務及び会計に相当程度の知識を有しており、客観的かつ中立の立場で、これらを当社の監査に反映して頂くため選任しております。

なお、社外取締役の東後澄人氏は当社株式42,583株、社外取締役の尾河眞樹氏は当社株式115株、社外取締役（監査等委員）の榎本明氏は当社新株予約権21,234個（63,702株）、社外取締役（監査等委員）の松野絵里子氏は当社新株予約権21,234個（63,702株）、社外取締役（監査等委員）の藤本幸彦氏は当社新株予約権14,156個（42,468株）を保有しております。

これらの関係以外に、当社と社外役員の間には人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」の項に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2022年3月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社の監査等委員会は、取締役3名（うち社外取締役3名）により構成され、うち1名の常勤監査等委員を選任しております。監査等委員会監査は、監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行ってまいります。

監査等委員会設置会社移行前の監査の状況

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催しております。当事業年度における各監査役の監査役会への出席率は100%となっております。監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告のほか、リスク認識についてのディスカッション、各取締役との意見交換等も実施しております。また、常勤監査役は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信するなどして情報共有に努めております。

内部監査部、監査役及び会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて三者間で必要に応じて課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による監査への影響につきましては、各種会議や情報共有並びに調査等を、リモートワークによるWeb会議や電子的な情報共有により代替することで適正な監査体制を確保しており、実施困難となった監査役の活動はありません。

内部監査の状況

当社では内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、内部監査部（2名）が各部門から独立した社長直轄組織として、年間内部監査計画に基づき監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。また、監査対象となった各グループに対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

6年

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員： 高瀬雄一郎、内田和男

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他6名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、2022年3月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、移行前の内容を記載しております。

当社は金融商品取引業を主たる事業としているため、会計監査人は金融商品取引業者の会計監査を適正に行える監査体制及び経験を有している必要があると考えております。会計監査人候補者と面談を行い、当該監査法人が株式公開の実績、金融商品取引業者の監査の知見のある経験豊富な公認会計士を多数有し、万全の体制を備えていること、及び当社ビジネスへの理解を勘案し、当該監査法人を選定いたしました。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
15,000	4,100	19,000	6,100

当社における非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に係る保証業務及びシステムリスク管理態勢に係る外部評価であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGグループ）に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、2022年3月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、移行前の内容を記載しております。

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模や事業特性に基づく監査公認会計士等の監査計画とその内容及び日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社は、2022年3月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、移行前の内容を記載しております。

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等の額が適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（監査等委員会設置会社移行後）

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその策定方法の決定に関する方針を定めております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針の概要は次のとおりであります。

a. 取締役報酬に関する基本的な考え方

短期及び中長期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬体系とし、また、持続的な成長を実現するために必要な人材が確保できる報酬水準で報酬を決定します。その決定においては、客観性・透明性を担保する適切な報酬決定プロセスを経ることとします。

b. 取締役の報酬体系

当社の取締役報酬は、基本報酬と株価連動型（非金銭）報酬を組み合わせるものとします。

イ. 基本報酬

短期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬として、基本報酬を設定する。基本報酬は、役位・職責の大きさに応じた月例による固定の金銭報酬とします。

ロ. 株価連動型（非金銭）報酬

中長期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬として、株価連動型（非金銭）報酬を設定します。株価連動型（非金銭）報酬は、企業価値の持続的向上を目指すこと、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とするストック・オプション（新株予約権）及び/又は譲渡制限付株式報酬とします。同様の考え方に基づき、社外取締役に對しても株価連動型（非金銭）報酬を設定します。

c. 取締役報酬の決定方法

持続的な成長を実現するために必要な人材が確保できる報酬水準かどうかに関する評価、報酬決定プロセスの客観性・透明性を担保すること等を目的として、取締役会で説明を行い、社外取締役に對して適切な助言を得るものとします。また、取締役の個別報酬額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、報酬決定の方針に従い取締役会で決定します。

d. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における報酬等については、決定方針との整合性を含めて総合的に審議したうえで、2021年3月26日の取締役会にて基本報酬の支給を決議し、2021年4月15日の取締役会にて株価連動型（非金銭）報酬の付与を決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、上記方針に基づき、取締役会にて報酬額を決定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年3月24日開催の第7期定時株主総会にて、基本報酬として年額1億円以内、当該基本報酬とは別枠にて、株価連動型（非金銭）報酬として年額25百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内）の範囲で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することが決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役2名）であります。

監査等委員である取締役の報酬については、業務分担の状況等を勘案し、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬額は、2022年3月24日開催の第7期定時株主総会にて、年額30百万円以内とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数（監査等委員会設置会社移行前）

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付株式	
取締役 (社外取締役を除く。)	34,293	32,040	2,253	2
監査役 (社外監査役を除く。)				
社外取締役	5,003	4,252	751	2
社外監査役	16,800	16,800		3

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準や考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。なお、当事業年度末時点において、当社の保有する株式はトレーディング商品に計上されている、お客様の最適なポートフォリオ実現及び税負担の最適化を目的とした取引のためのETF（上場投資信託）のみであり、純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式は保有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は保有していません。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

保有目的が純投資目的である投資株式は保有していません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務・会計専門情報誌の定期購読や監査法人等が主催するセミナーへ積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1 8,613,814	10,039,649
預託金	4,610,000	9,000,000
顧客分別金信託	4,610,000	9,000,000
トレーディング商品	43	71
約定見返勘定	398	2,347
立替金	9,784	7,743
前払金	4,000	4,354
前払費用	39,251	75,067
未収入金	24,367	2,770
未収収益	289,200	534,940
預け金	1,525,641	7,461,762
その他の流動資産	589	562
流動資産合計	15,117,090	27,129,269
固定資産		
有形固定資産		
建物	68,440	68,440
器具備品	64,006	62,701
減価償却累計額	64,272	84,000
有形固定資産合計	68,174	47,142
無形固定資産		
ソフトウェア	47,808	81,639
ソフトウェア仮勘定	40,965	
商標権	1,100	950
無形固定資産合計	89,874	82,589
投資その他の資産		
敷金及び保証金	97,325	97,325
長期前払費用	5,773	20,845
投資その他の資産合計	103,099	118,171
固定資産合計	261,149	247,903
資産合計	15,378,239	27,377,172

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	7,075,298	15,149,687
未払金	253,158	504,157
未払費用	84,399	134,462
未払法人税等	48,762	51,246
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	1,000,000	
流動負債合計	8,461,619	15,839,553
固定負債		
長期借入金		1,500,000
固定負債合計		1,500,000
負債合計	8,461,619	17,339,553
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,429,687	3,237,925
資本剰余金		
資本準備金	6,444,452	8,252,690
その他資本剰余金	45,690	45,690
資本剰余金合計	6,490,142	8,298,380
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,003,210	1,498,669
利益剰余金合計	1,003,210	1,498,669
自己株式		17
株主資本合計	6,916,620	10,037,619
純資産合計	6,916,620	10,037,619
負債純資産合計	15,378,239	27,377,172

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業収益		
受入手数料	2,471,632	4,576,140
トレーディング損益	1 26,309	1 53,337
金融収益	770	560
その他の営業収益	17,997	17,467
営業収益計	2,516,709	4,647,506
金融費用	21,739	22,226
純営業収益	2,494,969	4,625,280
販売費・一般管理費		
取引関係費	2 1,971,575	2 3,119,888
人件費	850,293	1,090,341
不動産関係費	213,507	212,731
事務費	208,950	330,511
減価償却費	75,305	76,211
租税公課	46,911	72,780
その他	107,219	155,518
販売費・一般管理費計	3,473,763	5,057,982
営業損失()	978,794	432,702
営業外収益	4,033	4,009
営業外費用		
上場関連費用	4,500	
株式交付費	18,231	24,778
支払手数料		37,500
その他	1,917	687
営業外費用計	24,649	62,966
経常損失()	999,410	491,659
税引前当期純損失()	999,410	491,659
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,800
法人税等合計	3,800	3,800
当期純損失()	1,003,210	495,459

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	5,114,765	2,106,496	7,221,261
当期変動額				
新株の発行	1,329,687	1,329,687		1,329,687
欠損填補			2,060,805	2,060,805
当期純損失()				
当期変動額合計	1,329,687	1,329,687	2,060,805	731,118
当期末残高	1,429,687	6,444,452	45,690	6,490,142

	利益剰余金		株主資本合計	純資産合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,060,805	2,060,805	5,260,455	5,260,455
当期変動額				
新株の発行			2,659,375	2,659,375
欠損填補	2,060,805	2,060,805		
当期純損失()	1,003,210	1,003,210	1,003,210	1,003,210
当期変動額合計	1,057,595	1,057,595	1,656,164	1,656,164
当期末残高	1,003,210	1,003,210	6,916,620	6,916,620

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,429,687	6,444,452	45,690	6,490,142
当期変動額				
新株の発行	1,808,237	1,808,237		1,808,237
当期純損失()				
自己株式の取得				
当期変動額合計	1,808,237	1,808,237		1,808,237
当期末残高	3,237,925	8,252,690	45,690	8,298,380

	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	純資産合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,003,210	1,003,210		6,916,620	6,916,620
当期変動額					
新株の発行				3,616,475	3,616,475
当期純損失()	495,459	495,459		495,459	495,459
自己株式の取得			17	17	17
当期変動額合計	495,459	495,459	17	3,120,998	3,120,998
当期末残高	1,498,669	1,498,669	17	10,037,619	10,037,619

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	999,410	491,659
減価償却費	75,305	76,211
株式報酬費用		5,356
固定資産除却損	115	32
顧客分別金信託の増減額(は増加)	1,100,000	4,390,000
約定見返勘定の増減額(は増加)	539	1,948
受取利息及び受取配当金	770	560
支払利息	21,739	22,226
前払金の増減額(は増加)	33,402	354
前払費用の増減額(は増加)	36,626	28,277
未収入金の増減額(は増加)	78,956	21,596
未収収益の増減額(は増加)	112,863	245,740
預り金の増減額(は減少)	904,947	8,074,388
未払金の増減額(は減少)	49,694	254,912
未払費用の増減額(は減少)	19,955	50,716
その他	76,716	63,636
小計	916,124	3,410,536
利息及び配当金の受取額	692	477
利息の支払額	20,732	22,878
法人税等の支払額	3,800	3,800
営業活動によるキャッシュ・フロー	939,964	3,384,335
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)		50,000
有形固定資産の取得による支出	86,092	18,952
無形固定資産の取得による支出	45,588	32,887
敷金及び保証金の回収による収入	59,882	
その他	4,588	21,560
投資活動によるキャッシュ・フロー	76,387	23,400
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入		1,500,000
株式の発行による収入	2,642,321	3,590,259
社債の償還による支出		1,000,000
その他		37,517
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,642,321	4,052,742
現金及び現金同等物に係る換算差額	12,473	1,709
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,613,495	7,411,968
現金及び現金同等物の期首残高	8,475,947	10,089,443
現金及び現金同等物の期末残高	1 10,089,443	1 17,501,412

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

トレーディング商品

目的と範囲

トレーディング業務は、お客様との取引によりお客様の資産運用等のニーズに対応することを目的としております。また、その範囲は有価証券（ETF）の現物取引であります。

評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
商標権	10年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

・当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 - 千円

繰延税金負債 - 千円

・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積りに基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画に基づいており、その主要な仮定は、預かり資産の増加予測に基づく営業収益であります。市場環境等の変化により影響を受けることがあり不確実性を伴うものであります。主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度において繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年改正)については、2023年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、社会的隔離が求められる環境の下、リモートワークの推進やオフィスにおける業務環境の見直しを進め、金融インフラとして業務を継続できる体制の整備に努めております。本書提出日現在において、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は限定的であるとの仮定のもと、固定資産の減損等について会計上の見積りを行っておりません。ただし、影響が長期化あるいは拡大した場合には、会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
定期預金	50,013千円	千円
計	50,013千円	千円

(注) 当座貸越契約に基づく取引の担保として差し入れております。

2 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
当座貸越極度額	5,550,000千円	7,500,000千円
借入実行残高	〃	〃
差引額	5,550,000千円	7,500,000千円

(損益計算書関係)

1 トレーディング損益の内訳

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
株券等	21,404千円	58,680千円
債券等	〃	〃
その他	4,904 〃	5,342 〃
計	26,309千円	53,337千円

2 取引関係費の内訳

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
支払手数料	738,055千円	1,139,633千円
取引所・協会費	8,790 〃	12,441 〃
通信・運送費	74,636 〃	91,161 〃
旅費・交通費	13,061 〃	14,780 〃
広告宣伝費	1,135,599 〃	1,861,263 〃
会議費・交際費	1,432 〃	607 〃
計	1,971,575千円	3,119,888千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,160,000	39,807,649		44,967,649
A 1種優先株式(株)	1,599,200		1,599,200	
A 2種優先株式(株)	1,147,200		1,147,200	
B種優先株式(株)	2,371,600		2,371,600	
C種優先株式(株)	1,027,397		1,027,397	
D種優先株式(株)	1,231,342		1,231,342	
E種優先株式(株)	1,619,144		1,619,144	
合計(株)	14,155,883	39,807,649	8,995,883	44,967,649

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

種類株式の取得事由の発生に伴う交付による増加 8,995,883株
 株式分割による増加 28,311,766株
 公募による新株式の発行による増加 2,500,000株

種類株式の減少は、当該株式の取得事由の発生に伴い取得した自己株式を消却したことによるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
A 1種優先株式(株)		1,599,200	1,599,200	
A 2種優先株式(株)		1,147,200	1,147,200	
B種優先株式(株)		2,371,600	2,371,600	
C種優先株式(株)		1,027,397	1,027,397	
D種優先株式(株)		1,231,342	1,231,342	
E種優先株式(株)		1,619,144	1,619,144	
合計(株)		8,995,883	8,995,883	

(変動事由の概要)

当社は、2020年8月7日付の取締役会決議により、A 1種優先株式、A 2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月24日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA 1種優先株式、A 2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、2020年8月24日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の新株予約権(2017年10月11日発行)	普通株式	195,848	20,977		216,825	(注)1
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の新株予約権(2018年9月28日発行)	普通株式	195,848	20,977		216,825	(注)1
ストック・オプションとして の新株予約権	普通株式					(注)2
合計		391,696	41,954		433,650	

(注)1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 当事業年度末において、当社はストック・オプションとして株式数換算で5,311,518株の新株予約権を発行しております。この新株予約権の付与時点における公正な評価額はゼロであり、期末日時点の帳簿価額もゼロであります。(詳細につきましては、(ストック・オプション等関係)をご参照ください。)

(変動事由の概要)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の転換価額の調整による増加 20,977株

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の転換価額の調整による増加 20,977株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	44,967,649	2,020,501		46,988,150

(変動事由の概要)

新株式の発行による増加

オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当増資	623,800株
譲渡制限付株式(報酬)	2,300株
海外募集	940,000株
ストックオプションの権利行使	454,401株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		119		119

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加	4株
譲渡制限付株式の無償取得による増加	115株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の新株予約権(2017年10月11日発行)	普通株式	216,825		216,825		
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の新株予約権(2018年9月28日発行)	普通株式	216,825		216,825		
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					(注)
合計		433,650		433,650		

(注) 当事業年度末において、当社はストック・オプションとして株式数換算で4,574,979株の新株予約権を発行しております。この新株予約権の付与時点における公正な評価額はゼロであり、期末日時点の帳簿価額もゼロであります。(詳細につきましては、(ストック・オプション等関係)をご参照ください。)

(変動事由の概要)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還による新株予約権の減少	216,825株
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還による新株予約権の減少	216,825株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金・預金	8,613,814千円	10,039,649千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	50,013 "	"
預け金	1,525,641 "	7,461,762 "
現金及び現金同等物	10,089,443千円	17,501,412千円

(注) 預け金は、外国証券 (ETF) 取引のための証券会社に対する預け入れであります。

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
譲渡制限付株式報酬としての新株発行による資本金増加	千円	5,008千円
譲渡制限付株式報酬としての新株発行による資本準備金増加	"	5,008 "

(リース取引関係)

<借手側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
1年内	67,771	
1年超		
合計	67,771	

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、働く世代を中心とするお客様に対し長期的視点での資産形成をサポートすることを目的として、ETF（上場投資信託）を通じ最適なポートフォリオ（資産の組み合わせ）で国際分散投資を提供する金融サービスを主な事業の内容としており、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、株式を希薄化させることなく、事業規模に応じた財務の健全性を確保するため、長期的な資金を銀行借入（劣後特約付ローン）により調達しております。

一方、お客様からの預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。また、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

なお、トレーディング業務として、お客様の最適なポートフォリオ実現及び税負担の最適化を目的とする一定範囲のディーリングを行っております。これらのトレーディング業務は、お客様へのサービス提供に必要な範囲で行うこととしており、原則として利益獲得を目的とするトレーディング業務は行っておりません。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する金融資産の主なものは、現金・預金、お客様の外国証券取引のための証券会社への預け金、及び法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託の信託財産であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先・信託先はいずれも信用度の高い金融機関であります。また、社債及び短期借入金並びに長期借入金は、流動性リスクに晒されております。なお、お客様からの預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しており、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

トレーディング商品は、ETF（上場投資信託）であり、市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、信用リスクについて、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定めた限度枠の範囲内に収めることで管理を行っております。リスク管理規程に基づき、担当部署において取引先リスクをモニタリングし、所定の枠内に収まっていることを確認しております。

市場リスクの管理

当社は、市場リスクについて、あらかじめ定めた限度額の範囲内に収めることで管理を行っております。リスク管理規程に基づき、担当部署において自己取引の実施権限を有する組織における市場リスク額を計測し、所定の枠内に収まっていることを確認しております。なお、トレーディング商品に係る市場リスクの管理については、ETF（上場投資信託）の保有額を1取引単位未満の最小限に留めるとともに、トレーディング損益のモニタリングを行い、日々経営陣等に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,613,814	8,613,814	
(2) 預託金	4,610,000	4,610,000	
(3) トレーディング商品	43	43	
(4) 預け金	1,525,641	1,525,641	
資産計	14,749,499	14,749,499	
(1) 預り金	7,075,298	7,075,298	
(2) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	1,000,000	1,000,000	
負債計	8,075,298	8,075,298	

当事業年度(2021年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,039,649	10,039,649	
(2) 預託金	9,000,000	9,000,000	
(3) トレーディング商品	71	71	
(4) 預け金	7,461,762	7,461,762	
資産計	26,501,483	26,501,483	
(1) 預り金	15,149,687	15,149,687	
(3) 長期借入金	1,500,000	1,500,000	
負債計	16,649,687	16,649,687	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(4) 預け金

満期のない預金等については、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、残存期間が12カ月以内の短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

(3) トレーディング商品

ETF(上場投資信託)の時価は、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 預り金

預り金は主としてお客様から受入れている預り金であり、当事業年度末に決済された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。その他の預り金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債

1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債については、1年内償還予定であり短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

(3) 長期借入金

長期借入金については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額
 前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,613,814			
預託金	4,610,000			
預け金	1,525,641			
合計	14,749,456			

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	10,039,649			
預託金	9,000,000			
預け金	7,461,762			
合計	26,501,412			

(注3) 転換社債型新株予約権付社債の決算日後の返済予定額
 前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	1,000,000					
合計	1,000,000					

当社は、2020年10月15日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の全額を繰上償還することを決議し、2020年10月16日に本社債の保有者である株式会社SBI証券との間で「新株予約権付社債の繰上償還に関する合意書」を締結しております。なお、繰上償還日は、2021年9月1日から同年12月31日までの間となっております。

当事業年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

当社は2021年11月18日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の全額の繰上償還を決議し、2021年11月30日に繰上償還をいたしました。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額
 前事業年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金					1,500,000	
合計					1,500,000	

(有価証券関係)

1. トレーディングに係るもの

種類	前事業年度 (2020年12月31日)		当事業年度 (2021年12月31日)	
	資産	負債	資産	負債
	事業年度の損益に含まれた評価差額(千円)	事業年度の損益に含まれた評価差額(千円)	事業年度の損益に含まれた評価差額(千円)	事業年度の損益に含まれた評価差額(千円)
株券等	0		0	

(注) 当社は、ETF(上場投資信託)を通じ、最適なポートフォリオ(資産の組み合わせ)で国際分散投資を行う金融サービスを提供しております。各ETFの取引単位は銘柄によりさまざまであるため、当社とお客様の間でETFを1000分の1単位で取引することで、ETFの取引単位にかかわらず、最適な配分での投資を実現させています。当社がこの取引を行った結果として残存する、事業年度末時点で保有する1単位に満たないETFについて、トレーディング商品として貸借対照表に計上しております。

2. トレーディングに係るもの以外

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値はゼロであるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年12月31日付株式分割(普通株式1株につき400株の割合)及び2020年8月30日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2016年8月16日	2017年12月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 23名	当社取締役 1名 当社従業員 32名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 955,200株	普通株式 1,469,700株
付与日	2016年8月17日	2017年12月7日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年8月17日～2026年8月17日	2019年12月7日～2027年12月7日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年8月15日	2019年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 49名	当社取締役 1名 当社従業員 55名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,436,925株	普通株式 796,185株
付与日	2018年8月16日	2019年3月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年8月16日～2028年8月16日	2021年3月27日～2029年3月27日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2019年3月26日	2019年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 3名 社外協力者 2名	当社取締役 1名 当社従業員 83名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 104,460株	普通株式 1,125,000株
付与日	2019年3月27日	2019年8月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年3月27日～無期限	2021年8月26日～2029年8月26日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2020年6月29日	2020年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 76名	当社従業員 5名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,239,810株	普通株式 408,927株
付与日	2020年6月30日	2020年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年6月30日～2030年6月30日	2020年6月30日～無期限

	第9回新株予約権
決議年月日	2020年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社監査役 3名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 481,224株
付与日	2020年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年6月30日～無期限

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前事業年度末	326,400	808,425	817,650
権利確定			
権利行使	136,800	317,601	
失効			69,750
未行使残	189,600	490,824	747,900

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	384,570		791,661
付与			
失効			18,000
権利確定	384,570		773,661
未確定残			
権利確定後(株)			
前事業年度末		104,460	
権利確定	384,570		773,661
権利行使			
失効	48,000		67,077
未行使残	336,570	104,460	706,584

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	1,188,201		
付与			
失効	79,311		
権利確定			
未確定残	1,108,890		
権利確定後(株)			
前事業年度末		408,927	481,224
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残		408,927	481,224

単価情報

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	102	211	487
行使時平均株価(円)	2,116	2,116	
付与日における公正な評価単価(円)			

決議年月日	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	664	664	664
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

決議年月日	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	851	851	851
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度における本源的価値の合計額 6,396,352千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 880,545千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	14,931千円	15,691千円
未払費用	12,722 "	19,853 "
減価償却超過額	5,408 "	10,185 "
税務上の繰越欠損金 (注) 2	1,708,808 "	1,825,862 "
ソフトウェア	85,549 "	104,621 "
その他	1 "	1,545 "
繰延税金資産小計	1,827,422千円	1,977,760千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	1,708,808 "	1,825,862 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	118,614 "	151,898 "
評価性引当額小計 (注) 1	1,827,422 "	1,977,760 "
繰延税金資産合計		

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)				19,671	106,545	1,582,590	1,708,808千円
評価性引当額				19,671	106,545	1,582,590	1,708,808 "
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)			19,671	106,545	232,093	1,467,550	1,825,862千円
評価性引当額			19,671	106,545	232,093	1,467,550	1,825,862 "
繰延税金資産							

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ロボアドバイザー事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外における営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の営業収益の10%を占める特定の顧客との取引はありませんので、記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外における営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の営業収益の10%を占める特定の顧客との取引はありませんので、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 の子会社	株式会社SBI 証券	東京都 港区	48,323	金融サービ ス事業	被所有 直接1.7	業務提携	社債の発行 (注)2 利息の支払 (注)2	 14,589	1年内償還予 定の転換社 債型新株予 約権付社債 未払費用	1,000,000 3,184

(注) 1. 株式会社SBI証券については、SBIホールディングス株式会社の属性が2020年12月22日から主要株主に該当しないこととなり、属性が主要株主の子会社に該当しないこととなりました。なお、取引金額は関連当事者であった期間の金額について、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高について記載しております。

2. 双方協議の上、取引条件を決定しております。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	153.81円	213.62円
1株当たり当期純損失()	23.58円	10.85円

- (注) 1. 2020年8月14日開催の取締役会決議により、2020年8月30日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 前事業年度の1株当たり当期純損失の算定上、転換型の参加型株式については、転換後の普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失()(千円)	1,003,210	495,459
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失()(千円)	1,003,210	495,459
普通株式の期中平均株式数(株)	42,542,785	45,647,561
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	無担保転換社債型新株予約権付社債2種類(額面総額1,000,000千円)及びストック・オプション9種類(新株予約権の目的となる株式の数5,311,518株)これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	ストック・オプション9種類(新株予約権の目的となる株式の数4,574,979株)これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	68,440			68,440	40,683	22,205	27,757
器具備品	64,006	15,610	16,915	62,701	43,316	14,404	19,384
有形固定資産計	132,447	15,610	16,915	131,142	84,000	36,610	47,142
無形固定資産							
ソフトウェア	206,576	73,281		279,858	198,219	39,451	81,639
ソフトウェア仮勘定	40,965	32,316	73,281				
商標権	1,500			1,500	550	150	950
無形固定資産計	249,042	105,598	73,281	281,358	198,769	39,601	82,589
長期前払費用	19,841	25,566	16,305	29,103	8,257	4,499	20,845

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)	2017年10月11日	500,000		(注)1	無担保社債	2022年10月11日
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)	2018年9月28日	500,000		(注)1	無担保社債	2023年9月28日
合計		1,000,000				

- (注) 1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に付される利率は、2020年12月31日までは年1.5%、2021年1月1日以降は、当該社債の発行要項に定められた各利払い日の直近決算期におけるE B I T D Aマージン(%)の値に応じた利率を適用します。
2. 当社は2021年11月18日開催の取締役会において、当社発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の全額の繰上償還を決議し、2021年11月30日に繰上償還をいたしました。
3. 転換社債型新株予約権付社債の内容は以下のとおりであります。

銘柄	発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (千円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (千円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)	普通株式	無償	2,306	500,000		100	自 2019年10月1日 至 2022年10月4日
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)	普通株式	無償	2,306	500,000		100	自 2020年10月1日 至 2023年9月21日

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る当該社債を出資することと定めております。新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、当該新株予約権に係る本社債の金額と同額とすることを当該社債の発行要項に定めております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)		1,500,000	2.5	2026年11月30日
合計		1,500,000		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金1,500,000千円は、劣後特約付ローンであり期限一括返済であります。
3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金				1,500,000

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ 現金・預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
当座預金	5,667
普通預金	10,033,981
計	10,039,649
合計	10,039,649

ロ 預託金

区分	金額(千円)
顧客分別金信託	9,000,000
合計	9,000,000

ハ 預け金

相手先	金額(千円)
INTERACTIVE BROKERS LLC	7,461,762
合計	7,461,762

負債の部

イ 預り金

区分	金額(千円)
顧客からの預り金	10,343,629
その他の預り金	4,806,057
合計	15,149,687

ロ 長期借入金

区分	金額(千円)
(株)三菱UFJ銀行	1,500,000
合計	1,500,000

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益 (千円)	897,488	1,954,394	3,210,853	4,647,506
税引前四半期(当期)純損失 () (千円)	125,848	176,331	268,486	491,659
四半期(当期)純損失 () (千円)	126,798	178,231	271,336	495,459
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	2.79	3.91	5.96	10.85

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 () (円)	2.79	1.13	2.04	4.88

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.wealthnavi.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第6期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年3月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第7期第1四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月14日関東財務局長に提出

事業年度 第7期第2四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第7期第3四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2021年3月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号(欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除く。))における当社普通株式の募集及び売出し)に基づく臨時報告書

2021年11月18日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

上記(4)に記載の2021年11月18日提出の臨時報告書に係る訂正報告書

2021年11月19日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月25日

ウェルスナビ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高瀬 雄一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 和男

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルスナビ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルスナビ株式会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

受入手数料計上に係るITシステム統制の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>ウェルスナビ株式会社は全自動化された資産運用サービスを提供しており、当該サービスに係る対価として、投資一任契約に基づき顧客から受け入れた預かり資産の残高に応じた手数料を計上している。当該サービスに係る受入手数料は4,576,140千円であり、損益計算書に計上されている営業収益4,647,506千円の98.5%を占めている。</p> <p>上記受入手数料は、システムにおいて自動計算されており、手数料計算の基礎となる預かり残高もシステム内で日々の運用取引などを反映した結果に基づくものである。また、契約期間に応じた割引制度の設定など、顧客毎に適用される手数料率も異なることから、手数料計算に係る処理設計などのITシステム統制に不備があった場合には、受入手数料の計上額に重要な虚偽表示が発生するリスクが存在すると判断した。</p> <p>以上から、当監査法人は、受入手数料の計上に係るITシステム統制の評価が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、ウェルスナビ株式会社のITシステム統制の評価に関して、受入手数料計上に関して特に重要と考えられる内部統制の整備状況及び運用状況を評価するため、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITシステム上のプログラムやデータに対する意図しない変更や改ざんを防ぐ統制について適切性を評価した。 ・システム処理の変更や改修を管理する統制について適切性を評価した。 ・システム障害発生時の対応及び記録に係る統制について適切性を評価した。 ・各顧客の預かり残高データや適用される手数料率に基づき自動計算される手数料について、関連するシステム統制とこれを補足する外部保管データと預かり残高の照合等について適切性を評価した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。